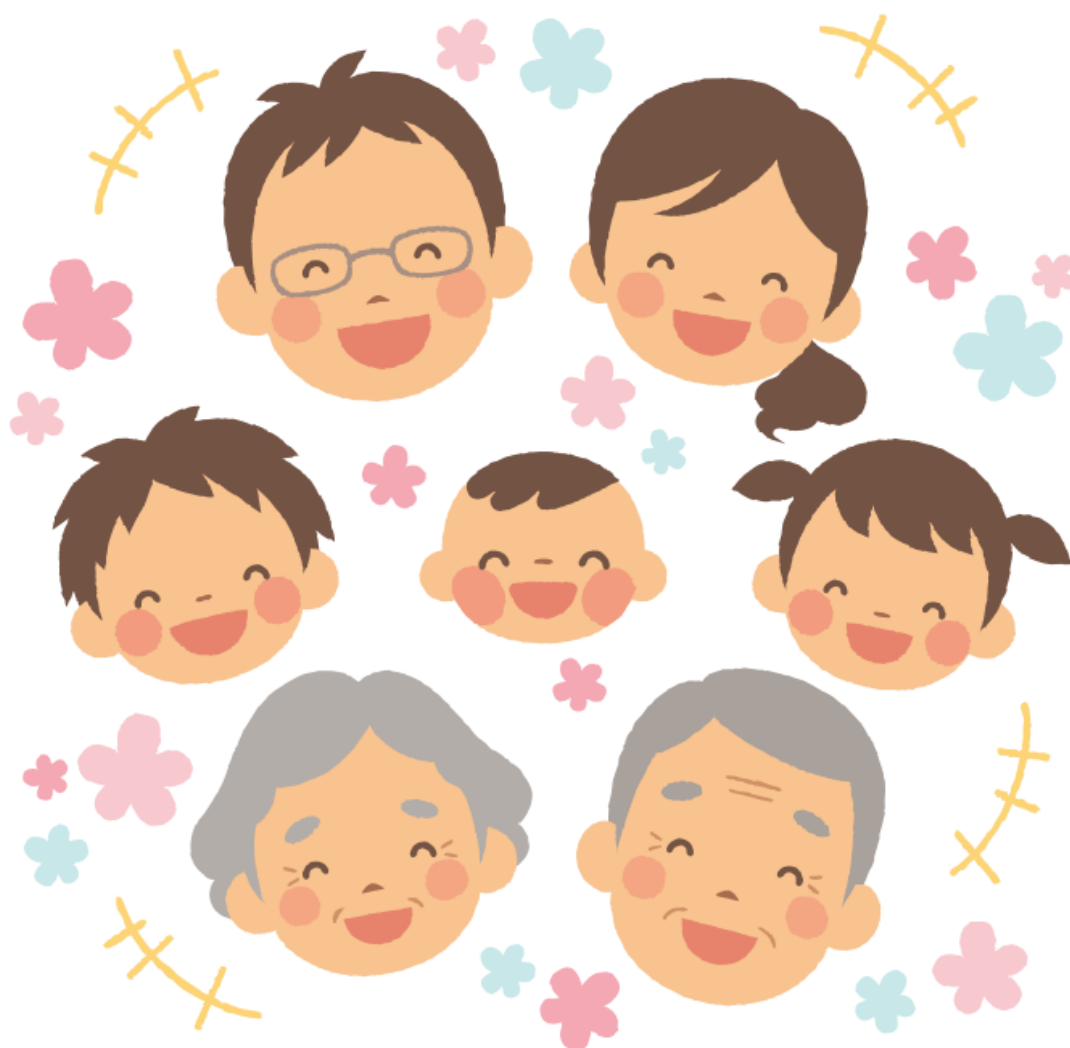


子育て支援ノートブック



令和6年4月改訂

子ども家庭相談支援センター

電話：0270-22-1151（直通）



はじめに

子どもの笑顔はほんとうにかわいいものです。子どもの笑顔には、わたしたちを幸せな気持ちにしてくれる力があるようです。

でも、「子育ては楽しいですか？」と尋ねられたとき、何のためらいもなく「はい」と即答できる人はどのくらいいるのでしょうか？子育てをしていると、思い通りにいかないことがたくさんあったり不安や悩みなどがつきなったり・・・

子育て中の親なら誰でも覚えがあるのではないのでしょうか。

子育てには喜びがある反面、自分の力ではどうにもできないこともあります。

そんなときは、家族・近所の人・保健センター・保育所(園)・認定こども園・幼稚園

・学校・児童館など、周りのいろいろな人の力を借りてみませんか。

このノートブックは、皆さんの子育てのお手伝いが少しでもできることを願って、作成したものです。ここには、子育てに関する基本情報としての行政サービスがまとめられています。子育てに困ったときなど、子育ての様々な場面で広く活用していただけたら幸いです。

なお、掲載している情報は変更になっている場合があります。ご活用の際には各問い合わせ先まで確認をお願いします。また、本冊子についてお気づきの点などがありましたら、子ども家庭相談支援センター（直通0270-22-1151）までお寄せください。

場 所：子ども家庭相談支援センター

市役所東館2階28番窓口

電 話：0270-22-1151（直通）

FAX：0270-26-1808

子育て相談メール：kosodate@city.isesaki.lg.jp

月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始を除く

午前8：30～午後5：15まで



も く じ

第1章 健康

①妊娠・出産したら

- ・妊娠届・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- ・妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査・・・・・・・・4
- ・出産・子育て応援ギフト事業・・・・・・・・4
(国の出産・子育て応援給付金)
- ・両親学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- ・新生児聴覚検査・・・・・・・・・・・・・・・・5
- ・産婦健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・5
- ・産後ケア事業・・・・・・・・・・・・・・・・6
- ・出生届・子育て世代包括支援センター・・・・7
- ・子育て相談・妊産婦相談・・・・・・・・・・・・7
- ・窓口健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・8
- ・家庭訪問・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- ・こんにちは赤ちゃん事業・・・・・・・・・・・・8

②乳幼児健康診査(相談)を受けましょう

- ・乳幼児健康診査(相談)・・・・・・・・・・・・9
- ・5歳児健康診査・・・・・・・・・・・・・・9

③予防接種を受けましょう

- ・定期予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ・おたふくかぜの予防接種費用助成・・・・・・・・11
- ・伊勢崎市ワクチン&子育てナビ・・・・・・・・11

④子どもの病気やケガ

- ・ウェブサイト「こどもの救急」・・・・・・・・12
- ・子ども医療電話相談・・・・・・・・・・・・12
- ・小児休日・夜間救急診療・・・・・・・・・・・・12
- ・中毒110番・・・・・・・・・・・・・・・・13
- ・救急車・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第2章 児童手当・医療費の助成など

①児童手当・医療費の助成

- ・児童手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- ・子ども医療費の助成・・・・・・・・・・・・14
- ・未熟児養育医療給付事業・・・・・・・・・・・・15
- ・不妊治療費の助成・・・・・・・・・・・・15
- ・不育治療費の助成・・・・・・・・・・・・15

②その他の各種制度

- ・国民年金・国民健康保険税・・・・・・・・16
- ・出産育児一時金・・・・・・・・・・・・16
- ・出産祝金・・・・・・・・・・・・・・・・17

第3章 学ぶ・遊ぶ

①講習会へ参加しよう

- ・離乳食講習会・・・・・・・・・・・・・・17
- ・家庭教育学級・・・・・・・・・・・・・・17

②お出かけしよう

- ・親子でびよんびよん・・・・・・・・・・・・17
- ・育児サークル・・・・・・・・・・・・・・18
- ・地域子育て支援センター・・・・・・・・18、19
- ・子育てふれあいタイム・・・・・・・・・・・・20
- ・図書館での読み聞かせなど・・・・・・・・20
- ・児童センター・児童館・・・・・・・・・・・・20
- ・まゆドーム・・・・・・・・・・・・・・20
- ・公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・21、22
- ・赤ちゃんの駅・・・・・・・・・・・・・・23

第4章 預ける

①入所・入園

- ・保育所(園)・・・・・・・・・・・・・・24、25
- ・認定こども園・・・・・・・・・・・・・・26
- ・幼稚園・・・・・・・・・・・・・・27

②育児支援サービスなど

- ・一時預かり・・・・・・・・・・・・・・27
- ・認可外保育施設・・・・・・・・・・・・・・28
- ・病後児保育事業・・・・・・・・・・・・・・28
- ・休日保育・・・・・・・・・・・・・・29
- ・ファミリー・サポート・センター・・・・29
- ・子育て短期支援事業・・・・・・・・・・・・30
- ・放課後児童クラブ・・・・・・・・・・・・31、32、33
- ・放課後児童クラブ利用者負担金
助成事業・減免制度・・・・・・・・・・・・33

③幼児教育・保育の無償化について

・・・・・・・・・・・・・・・・33

第5章 相談する

①育児・子育て相談

- ・子ども家庭相談支援センター・巡回相談・・34
- ・子育て世代包括支援センター・・・・・・・・34
- ・子育て相談・妊産婦相談・・・・・・・・34
- ・窓口健康相談・発達相談・・・・・・・・35
- ・地域子育て支援センター・・・・・・・・35

- ・公立保育所育児相談・・・36
- ・こども発達支援センター 発達相談・・・36

②その他の相談窓口

- ・青少年指導センター・・・36
- ・教育研究所・・・36
- ・北小こども発達相談室・・・36
- ・赤堀小こども発達相談室・・・36
- ・あずま小こども発達相談室・・・36
- ・境小こども発達相談室・・・36
- ・中学校通級指導教室・・・36

③児童虐待相談・・・37

④伊勢崎市以外の各種相談窓口

- ・こどもホットライン24・・・38
- ・中央児童相談所・・・38
- ・子ども教育相談室・・・38
- ・24時間子供 SOSダイヤル・・・38
- ・安心・自信の相談電話・・・38
- ・子育て・女性健康支援センター・・・38
- ・児童家庭支援ホーム・・・38
- ・児童家庭支援センター・・・38
- ・こども・子育て相談室・・・38
- ・こどもの人権110番・・・38
- ・ひきこもり支援センター・・・38

第6章 ひとり親家庭への支援

①経済的支援

- ・母子・父子家庭等医療費の助成・・・39
- ・児童扶養手当・・・39
- ・ひとり親家庭等福祉手当・・・40
- ・ひとり親家庭等小学校入学準備金・・・40
- ・就学援助・・・40
- ・遺族基礎年金・・・41
- ・遺族厚生年金・遺族共済年金・・・41
- ・養育費確保支援事業・・・41

②就業への支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センター・・・42
- ・ハローワーク・・・42
- ・母子家庭等自立支援給付金事業・・・43, 44

③生活の支援

- ・母子・父子・寡婦福祉資金・・・45

- ・生活福祉資金・・・45
- ・母子生活支援施設・・・46
- ・生活保護・・・46
- ・生活困窮者自立支援・・・46

④各種相談

- ・ひとり親（母子・父子）相談・・・47
- ・民生委員・児童委員・・・47
- ・人権法律行政相談・・・47
- ・配偶者等からの暴力の相談・・・48

⑤その他

- ・伊勢崎市母子会・・・48

第7章 障害等をもつお子さんへの支援

①手当や医療費の助成など

- ・重度心身障害者医療費の助成・・・49
- ・特別児童扶養手当・・・49
- ・障害児福祉手当・・・49
- ・難病患者見舞金・・・50
- ・自立支援医療費（育成）の支給・・・50
- ・小児慢性特定疾患医療費の助成・・・50
- ・交通遺児等福祉手当・・・50

②相談機関

- ・中央児童相談所・・・51
- ・発達障害者支援センター・・・51
- ・伊勢崎市こども発達支援センター・・・51
- ・伊勢崎市障害者基幹相談支援センター・・・51

第8章 施設のご案内

- ・保育所(園)・・・24, 25
- ・認定こども園・・・26
- ・幼稚園・・・27
- ・認可外保育施設・・・28
- ・児童センター・児童館・・・52, 53
- ・ちびっこセンター・・・54
- ・公民館・・・54
- ・図書館・・・55
- ・公園・・・21, 22
- ・保健センター・・・56

- ・さくいん（あいうえお順）・・・57, 58

第1章 健康 ～妊娠・出産・健診など～

①妊娠・出産したら

《妊娠届》

妊娠したら、早めに妊娠届を出しましょう。妊娠届を提出すると、母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、妊娠中の健診やお子さんの健診・予防接種のときに必要になります。またお子さんの成長の記録になります。大切にしましょう。

各保健センターでは、手帳交付事務のほか、妊娠中の相談や生まれてくる赤ちゃんの育児相談も行っています。

【届出先】 各保健センター【P56】

《妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査》

妊婦さんとおなかの赤ちゃんの健康の確認や病気などに早く気づき対応するため、定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

伊勢崎市では、妊婦健康診査費用の助成を14回行っています。母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を14枚交付しますので、ご利用ください。多胎妊娠の場合は5回分を追加し計19枚交付いたします。(健診費用が助成額を上回った場合や治療を行った場合は自己負担となります。)

なお、県外の病院で妊婦健康診査を受ける場合は各保健センターにお問い合わせください。

また、早産や低体重児出産の危険性の高まる歯周病やむし歯の早期発見・治療のため、妊婦歯科健康診査の受診票を交付します。赤ちゃんの健康のためにもぜひ受診してください。

【受付窓口・問い合わせ】 各保健センター【P56】

《出産・子育て応援ギフト事業（国の出産・子育て応援給付金）》

安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊娠中からの面談、情報提供等を行う伴走型相談支援と出産育児関連用品購入等のための経済的支援を実施します。

①伴走型相談支援

妊娠中から身近で相談に応じ、出産・育児等の見通しをたてるための保健師等との面談やその後の情報発信・相談等



②経済的支援

妊娠届出時：**出産応援ギフト**(ISECA5万ポイント)の給付
出生届出後：**子育て応援ギフト**(ISECA5万ポイント)の給付
*5万ポイントは、5万円相当。
ポイント有効期限はポイント付与した日から2年間

【受付窓口・問い合わせ】 各保健センター【P56】

《両親学級》

出産や育児の不安を和らげ、楽しく子育てがスタートできるよう、教室を開催しています。対象は初産妊婦とそのパートナーで、月に1回、年12回実施しています。

【問い合わせ】 赤堀保健福祉センター【P56】

《新生児聴覚検査》

気づかれにくい耳の聞こえの障害を早く発見するために、出生後入院中から生後1か月以内に新生児聴覚検査を受けることをおすすめします。

伊勢崎市では、新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。妊娠届出時に母子健康手帳と一緒に新生児聴覚検査受診票を交付しますので、ご利用ください。なお、県外の医療機関で出産される場合は、各保健センターにお問い合わせください。

【受付窓口・問い合わせ】 各保健センター【P56】

《産婦健康診査》

産婦健康診査は、産後間もないお母さんのところとからだの健康をチェックし、必要な支援につなぐことを目的としています。

伊勢崎市では、産後2週間・産後1か月を目安に受ける産婦健康診査の助成を行います。妊娠届出時に母子健康手帳と一緒に産婦健康診査受診票を交付しますので、ご利用ください。

受診票の記載に漏れがある場合は助成できません。また、健診費用が助成額を上回った場合や治療を行った場合は自己負担となります。

なお、県外の病院で産婦健康診査を受ける場合は各保健センターにお問い合わせください。

【受付窓口・問い合わせ】 各保健センター【P56】

《産後ケア事業》

産後ケア事業は、お母さんが安心して子育て出来るようサポートする事業です。

○対象

伊勢崎市に住民登録のある、出産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃん
 ※感染症にかかっているかたや医療行為が必要なかたは利用できません。

○利用のながれ

- 1 各保健センターへお電話でご相談ください。
- 2 利用希望者は「産後ケア事業利用申請書」を記入し、各保健センターへ提出します。
- 3 提出された書類を確認後、市から利用希望者へ「産後ケア事業利用承認通知書」を発行します。
- 4 「産後ケア事業利用承認通知書」が交付されると、産後ケア事業の利用となります。

※利用を延期またはキャンセルする場合は、利用予定日の前日までに伊勢崎市健康管理センターへ連絡してください。

○ケアの種類と利用者負担金

各利用型、利用時間 (医療機関によって時間が異なります)	利用者負担金 (通常の利用料金)	利用回数 利用者負担金の減免
宿泊型： 医療機関へ宿泊し、ケアを受けます。 時間：入所 午前9:00 退所 翌午後4:00	1泊2日 4,000円 2泊3日 6,000円 3泊以降、 1日ごとにプラス 1,000円 (利用時に医療機関等で支払う)	回数： <u>組み合わせて 7日まで利用可能</u> 利用者負担金の減免： ケアの種類に関係なく、 <u>通算5回まで、 1回最大2,500円分の 減免があります。</u>
デイサービス型： 医療機関や助産院でケアを受けます。 時間：入所 午前9:00 退所 午後4:00	2,000円/日 (利用時に医療機関等で支払う)	
アウトリーチ型： ご自宅に訪問した助産師から ケアを受けます。 時間：3時間程度	2,000円/日 (申請書提出時に 各保健センター等で支払う)	※生活保護世帯・市民税 非課税世帯であることが 確認できた場合は、無料

○実施施設

詳細はホームページで確認してください。

○注意事項

※産後ケア施設により、お子さんの対象月齢が異なります。
 ※実施医療機関等の予約状況により希望日に利用できないことがあります。

【受付窓口・問い合わせ】 各保健センター【P56】

《出生届》

お子さんが生まれた日を含めて、14日以内に出生届を提出してください。

届出先： 住所地、本籍地、出生地の市町村窓口。本市では下記のところで受付いたします。

市役所市民課	電話：0270-27-2726
赤堀支所市民サービス課	電話：0270-62-9794
あずま支所市民サービス課	電話：0270-62-9908
境支所市民サービス課	電話：0270-74-0237

※届出の際には、母子健康手帳をお持ちください。

〈出生の届出をしたお子さんに祝品を贈呈します〉

- ・対象者 本市に出生の届出をした子
- ・贈呈方法 出生届時に贈呈
- ・贈呈場所 市民課、各支所市民サービス課および宿直室
- ・祝品 出生記念証
新生児用品(Made in いせさき製品)

※他市区町村に出生届を提出し、かつ本市に住民登録をしたお子さんについては、市民課へお問い合わせください。

《子育て世代包括支援センター》

妊娠期から子育て期までの様々な相談に対し、切れ目のない支援を行う窓口です。

- 日時 月曜日～金曜日（※祝日・年末年始を除く）午前8：30～午後5：15
- 会場 健康管理センター
- 相談専用ダイヤル 電話：0270-40-5018

《子育て相談》

身体計測や、妊娠・出産・子育てに関するお悩みについての相談などができます。来所での相談はオンライン申請フォームまたは電話による予約制です。

- 日時 月曜日～金曜日（※祝日・年末年始を除く）
午前9：00～午前11：00、午後1：30～午後3：30【予約制】
- 持ち物 母子健康手帳（お持ちの方）、バスタオル
- 会場 健康管理センター

※予約時間以外の時間帯で相談を希望される場合は、お問い合わせください。



予約はこちらから

《妊産婦相談》

助産師による妊娠・出産・母乳育児・卒乳の相談ができます。来所での相談は電話による予約制です。

- 日時 第1・第3水曜日（祝日の場合は翌日）、5月は第2・第3水曜日、1月は第3・第4水曜日
午前9：00～午前11：15
- 持ち物 母子健康手帳、バスタオル
- 会場 健康管理センター

《窓口健康相談》

身体計測や、妊娠・出産・子育てに関するお悩みについての相談などができます。来所での相談はオンライン申請フォームまたは電話による予約制です。

○日 時 月曜日～金曜日（※祝日・年末年始を除く）
午前9：00～午前11：00 【予約制】

○持ち物 母子健康手帳、バスタオル

○会 場 赤堀保健福祉センター・あずま保健センター・境保健センター

※予約時間以外の時間帯で相談を希望される場合は、お問い合わせください。



予約はこちらから

【問い合わせ】 各保健センター【P56】

《家庭訪問》

妊産婦、新生児、乳児を対象に、相談内容(育児、母乳の心配事など)に応じ、保健師、助産師などが家庭訪問します。

【問い合わせ】 各保健センター【P56】

《こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）》

安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるよう、赤ちゃんが誕生したご家庭に地域の健康推進員等が訪問します。おおむね生後4か月までにうかがい、子育て支援ノートブックをお届けします。

【問い合わせ】 各保健センター【P56】

②乳幼児健康診査（相談）を受けましょう

《乳幼児健康診査（相談）》

お子さんの疾病の早期発見、成長発達の確認などをするため、乳幼児健康診査（相談）を健康管理センターと赤堀保健福祉センターで実施しています。

○対象

4 か月児、10 か月児、1 歳6 か月児、3 歳児

○お知らせ

受診対象の児には健康診査（相談）該当月の前月に個人通知します。

※2 歳3 か月児個別歯科健康診査は、指定医療機関で個別健診として実施しています。

受診対象の児には個人通知をします。

《5 歳児健康診査》

健やかな成長・発達を確認し、お子さんが楽しく集団生活を送れるように、通園する施設で5歳児健康診査を実施します。

○対象

伊勢崎市に住所があり、市内の保育園、保育所、幼稚園、認定こども園に通う5歳児（年中児）

※市外の園に通う5歳児（年中児）や未就園のお子さんは、個別で相談に応じますので、お問い合わせください。

○実施方法

保護者と園の先生が記入した質問票をもとに園を巡回して健康診査を行い、その結果必要に応じて相談を行います。

○実施時期

4月～12月

【問い合わせ】各保健センター【P56】



③予防接種を受けましょう

《定期予防接種》

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがあります。お母さんから赤ちゃんにプレゼントされた免疫は、生後3か月頃から自然に失われるため、予防接種が必要になります。下表を参考に、定められた時期に予防接種を受けましょう。

※市内の指定医療機関で個別接種（市外の医療機関で接種希望の場合は、事前にお問い合わせください。）

予防接種名	対象年齢	接種方法・回数
ロタウイルス	出生6週0日後から ・ロタリックスは出生24週0日後まで ・ロタテックは出生32週0日後まで	標準的には、生後2か月から出生14週6日後までの間に1回目の接種 ロタリックス＝27日以上の間隔をおいて2回接種 ロタテック＝27日以上の間隔をおいて3回接種
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間	27日以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて3回目接種
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳に至るまでの間	生後2か月～7か月に至るまでに開始 初回＝27日以上の間隔をおいて3回接種 追加＝初回3回目接種終了後60日以上の間隔をおいて1歳を過ぎたら1回接種 （開始年齢によって回数や間隔が異なります）
5種混合 （ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ）	生後2か月～7歳6か月に至るまでの間	初回＝20日以上の間隔をおいて3回接種 追加＝初回3回目接種終了後、6か月以上の間隔をおいて1回接種
BCG	1歳に至るまでの間	標準的には生後5か月～8か月に達するまでの間に1回接種
MR（麻しん風しん混合）	1期：1歳～2歳に至るまでの間	1回接種
	2期：小学校就学前の1年間	1回接種
水痘	1歳～3歳に至るまでの間	標準的には、1歳～1歳3か月で1回接種 3か月以上の間隔をおいて2回目接種
日本脳炎	1期：3歳～7歳6か月に至るまでの間	初回＝6～28日の間隔をおいて2回接種 追加＝初回2回目接種終了後、6か月以上の間隔をおいて1回接種 ※3歳未満で接種を希望する場合はお問い合わせください
	2期：小学4年生	1回接種 ※やむを得ず接種できない場合は、13歳の誕生日前日まで
DT（ジフテリア・破傷風）2期	小学6年生	1回接種 ※やむを得ず接種できない場合は、13歳の誕生日前日まで
HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）	小学6年生～高校1年生相当の女子	3回接種（ワクチンの種類や接種開始年齢により間隔が異なります。）

【問い合わせ】 市役所健康づくり課 電話：0270-27-2746

《おたふくかぜの予防接種費用助成》

この予防接種は任意予防接種（保護者の希望により受ける予防接種）で、伊勢崎市・玉村町の指定医療機関で実施した場合のみ助成します。

※伊勢崎市・玉村町の指定医療機関以外で接種した場合は助成対象外(全額自己負担)です。

ワクチンの種類	対象者	接種回数 (助成回数)	助成額 (1回接種あたり)
おたふくかぜ	接種当日伊勢崎市に住民登録がある満1歳から4歳未満の子ども	1回	3,000円

助成の受け方

伊勢崎市・玉村町の指定医療機関へ事前に予約して接種を受け、助成額を差し引いた接種料金を医療機関でお支払いください。

【問い合わせ】 市役所健康づくり課 電話：0270-27-2746

伊勢崎市ワクチン&子育てナビ

「伊勢崎市ワクチン&子育てナビ（通称ワクナビ）」は、伊勢崎市の予防接種など、子育て情報を提供するサービスです。

お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。そのほか、妊娠中の記録や子どもの成長記録（身長や体重、写真、成長グラフの作成）、子育て情報の閲覧ができます。（多言語表記あり）登録料、利用料は無料（通信料は利用者負担）、使い方も簡単ですので、ぜひご利用ください。

WEB版はこちら！

<https://isesaki.city-hc.jp/>



アプリのダウンロードはこちら！



【問い合わせ】 市役所健康づくり課 電話：0270-27-2746

④子どもの病気やケガ

《ウェブサイト「こどもの救急」～厚生労働省研究班/公益社団法人日本小児科学会監修～》

生後1か月～6歳までのお子さんを対象に、夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安が示されています。

「ONLINE QQ こどもの救急」 <http://www.kodomo-qq.jp/>

《子ども医療電話相談～県庁医務課～》

夜間や休日におけるお子さんの病気への対処方法や応急処置などを電話で相談できます。

電話番号	相談日・受付時間
#8000 (携帯電話からも利用できます)	○月曜日～土曜日 午後6:00～翌日午前8:00 ○日曜・祝日・年末年始 午前8:00～翌日午前8:00(24時間)

※IP電話、ダイヤル回線等をご利用の方は携帯電話からかけるか、

「03-6735-8835」へ電話してください。

※通話料は有料となります。

《小児休日・夜間救急診療》

診療状況により診療時間に変更が生じる場合があります。事前にお問合せください。

当番日	診療時間	医療機関
休日 〈日曜日・祝日及び 年末年始〉	午前9:00～午後5:00 受付：午後4:30まで	伊勢崎佐波医師会病院 (休日夜間急患センター) 電話：0270-24-0111
	午後5:00～翌日午前8:30 (小児科医でない場合があります。 事前にお問い合わせください。) ※祝日は休診です。	伊勢崎市民病院 電話：0270-25-5022
夜間 ※祝日及び年末年始 を除く	〈火・木曜日〉 午後7:30～午後10:30 受付：午後10:00まで	伊勢崎佐波医師会病院 (休日夜間急患センター) 電話：0270-24-0111
	〈月・水・金・土曜日〉 午後7:30～午後10:30 受付：午後10:00まで	

※時間帯によっては小児科の専門医がいない場合があります。

※休日・夜間に診療している病院を救急病院等案内テレホンサービス(0270-23-1299)で案内しています(24時間対応)。

※上記内容は変更する場合があります。毎月の「広報いせさき」でご確認ください。

《中毒 110 番》 (財) 日本中毒情報センター

子どもが毒性の高いもの（薬、化学薬品、有毒植物など）を飲み込んでしまった場合は、毒物の種類によって応急手当の方法が違います。判断に迷ったら、中毒 110 番テレホンサービスにお問い合わせください。

- つくば中毒 110 番 電話：029-852-9999
- たばこ誤飲事故専用電話（テープによる情報提供）電話：072-726-9922

※365日24時間対応

※通話料は有料となります。

《救急車》

まず気持ちを落ち着かせて

- ① 119 番をダイヤルして“救急です”とはっきりと。
- ② あわてずに聞かれたことに、はっきり答える。
 - 氏名、住所、電話番号、目標地点など
 - “いつ” “どこで” “どうした” などの事故の状況や病状の説明
 - 救急車が到着する間、何か処置が必要か聞き、指示に従う



※携帯電話でかける場合は、少し時間がかかる場合があります。あわてずに待ちましょう。

不安を感じたら遠慮なく電話してください。

第2章 児童手当・医療費の助成など

①児童手当・医療費の助成

《児童手当》

中学校修了前（15歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している人に対して支給されます（所得制限があります）。なお、公務員の方は職場で支給されます。児童手当を受給するには、申請が必要となります。

※令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、新たに所得上限限度額が設けられました。令和4年10月支給分（6～9月分）から、所得上限限度額を超える人は、手当の支給がされません。

○支給額

ー所得制限限度額未満の場合ー

0歳～3歳未満	15,000円/月額
3歳～小学校修了前	10,000円/月額（第3子以降15,000円）
中学生	10,000円/月額

ー所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合ー

支給対象児童一人につき一律5,000円/月額

ー所得上限限度額以上の場合ー

支給されません

○支給月 2月・6月・10月

【問い合わせ】

市役所子育て支援課

電話：0270-27-2750

赤堀支所市民サービス課

電話：0270-62-9792

あずま支所市民サービス課

電話：0270-62-9909

境支所市民サービス課

電話：0270-74-0368

《子ども医療費の助成（福祉医療制度）》

18歳までのお子さんの医療費（保険診療の範囲に限ります）のうち、自己負担分の費用を市が負担します。

制度の利用には、福祉医療費受給資格者証（ピンク色）が必要となりますので、下記まで必要書類をお問い合わせの上、交付申請の手続きをしてください。

【問い合わせ】

市役所年金医療課

電話：0270-27-2740

E-mail：nenkin@city.isesaki.lg.jp

赤堀支所市民サービス課

電話：0270-62-9794

あずま支所市民サービス課

電話：0270-62-9908

境支所市民サービス課

電話：0270-74-0237

《未熟児養育医療給付事業》

出産後に入院加療を必要とする1歳未満の未熟児で、指定医療機関の医師が養育医療の対象と認めた場合、医療費を公費で負担します。

【問い合わせ】 健康管理センター【P56】

《不妊治療費の助成》

不妊治療を受けている方に対し、その治療に要する費用の一部を助成します。

- 対象者 対象となる不妊治療を受け、次の全ての要件に該当する人
 - ①法律上の婚姻後、医師による不妊治療を行っている夫婦。
 - ②夫婦の双方またはいずれか一方が伊勢崎市に居住し、申請日の1年以上前から引き続き住民登録がある。
 - ③医療保険関係各法における医療保険に加入している。
 - ④他の地方公共団体から、同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていない。
- 助成額 不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし、10万円を超える場合は10万円を限度とします。(千円未満切り捨て)
※助成回数には限度があります。詳しくはホームページをご確認ください。
- 注意 申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)の治療につき1回に限ります。ただし、1年度に複数年度の申請は可能です。

【問い合わせ】 各保健センター【P56】

《不育治療費の助成》

不育治療を受けている方に対し、その治療に要する費用の一部を助成します。

- 対象者 対象となる不育治療を受け、次の全ての要件に該当する人
 - ①法律上の婚姻後、医師による不育治療を行っている夫婦。
 - ②夫婦の双方またはいずれか一方が伊勢崎市に居住し、申請日の1年以上前から引き続き住民登録がある。
 - ③医療保険関係各法における医療保険に加入している。
 - ④他の地方公共団体から、同一の不育治療に対し同種の補助(群馬県助成金を除く)を受けていない。
- 助成額 不育治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし、20万円を超える場合は20万円を限度とします。(千円未満切り捨て)
「群馬県不育症検査費用助成事業」に該当する人は、医療費から県助成額を差し引いた額を自己負担額とします。
※助成回数には限度があります。詳しくはホームページをご確認ください。
- 注意 申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)の治療につき1回に限ります。ただし、1年度に複数年度の申請は可能です。

【問い合わせ】 各保健センター【P56】

②そのほかの各種制度

《国民年金》

国民年金加入中（第1号被保険者）にお子さんを出産した場合、産前産後期間に係る国民年金保険料が免除になります。単胎出産は4か月・多胎出産は6か月が免除対象の期間で、免除した保険料は全額納付済とみなします。出産予定日の6か月前から届出できます（出産の予定日を明らかにすることができる書類等が必要）ので、必ず届出をしてください。

※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産（早産・死産・流産及び人工中絶を含む）をいいます。
死産等の場合は死産証明その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類が必要です。

【問い合わせ】 市役所年金医療課 電話：0270-27-2741
E-mail：nenkin@city.isesaki.lg.jp
赤堀支所市民サービス課 電話：0270-62-9794
あずま支所市民サービス課 電話：0270-62-9908
境支所市民サービス課 電話：0270-74-0237

《国民健康保険税》

国民健康保険加入中にお子さんを出産した場合、産前産後期間に係る国民健康保険税が免除になります。単胎出産は4か月・多胎出産は6か月が免除対象の期間で、国民健康保険税のうち所得割額と均等割額が免除になります。免除を受けるためには、原則として市に届け出る必要があります。出産予定日の6か月前から届出できます（出産の予定日を明らかにすることができる書類等が必要）。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産（早産・死産・流産及び人工中絶を含む）をいいます。
死産等の場合は死産証明その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類が必要です。

【問い合わせ】 市役所国民健康保険課 電話：0270-27-2736
E-mail:kokuho@city.isesaki.lg.jp

《出産育児一時金》

国民健康保険の加入者（出産の日に被保険者の資格がある者）が出産した時、その世帯の世帯主に対して、出産児1人につき48.8万円（産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合には1.2万円加算され、50万円）が支給されます。

妊娠12週以降であれば、流産・死産、人工中絶の場合にも支給されます（医師の証明等が必要）。ただし、妊娠22週未満の分娩の場合には産科医療補償制度の加算がされません。

○支払い方法 市が医療機関等に支払う直接支払いが原則になりますので、退院時に一時金との差額を医療機関等に支払ってください。出産費用が一時金の金額以内の場合には、差額を世帯主に給付しますので申請してください。

※国民健康保険以外の方は、加入している健康保険に確認してください。

【問い合わせ】 市役所国民健康保険課 電話：0270-27-2737
FAX：0270-21-4840
E-mail：kokuho@city.isesaki.lg.jp

《出産祝金》

第3子以降のお子さんを出産した方で、次に該当する場合に、出産祝金として10万円が支給されます。

○第3子以降の出産のときに2子以上を実際に養育（同居が原則）しており、引き続き6か月以上本市に住所を有している人

○外国人の場合は、上記のほかに「永住者」または「特別永住者」の在留資格を有している必要があります。

※請求期間は、第3子以降の出産日から90日以内になります。

【問い合わせ】	市役所子育て支援課	電話：0270-27-2750
	赤堀支所市民サービス課	電話：0270-62-9792
	あずま支所市民サービス課	電話：0270-62-9909
	境支所市民サービス課	電話：0270-74-0368

第3章 学ぶ・遊ぶ

①講習会へ参加しよう

《離乳食講習会》

離乳中期のメニューを中心に講義や調理デモンストレーション見学を行います。参加申込みなど、詳細は伊勢崎市公式ホームページにアクセスをしてご確認ください。

○対象 講習会開催月に生後6～7か月になる第1子の保護者が優先

【問い合わせ】 健康管理センター【P56】

《家庭教育学級》

各公民館では、育児についての講話や親子でのふれあい活動など、子育てに関する様々な講座を行っています。

【問い合わせ】 各公民館【P54】

②お出かけしよう

《親子でぴょんぴょん》

各公民館では、親子が絵本を介して語り合い、楽しい言葉のひとつときを持てることを目的として、主に絵本の読み聞かせを行っています。また、保護者の方同士による子育て情報交換などの場となっています。

○対象 幼児および子どもとその親

【問い合わせ】 各公民館【P54】

《育児サークル》

友達づくりや育児の情報交換などを目的に、仲間づくりの場として各地区に育児サークルが設置されています。活動内容及び活動日については、新型コロナウイルス感染症の状況により休止している可能性もあるため、各サークルに直接お問い合わせください。

サークル名	活動日	活動拠点	連絡先 (市外局番 0270)
親子クラブ (登録制)	毎週月曜日	児童センター	23-6463
こぐまちゃんクラブ	第1・3・5金曜日	さざんか児童館	62-8880
	第4金曜日	あやめ児童館	62-9977
	第2金曜日	きく児童館	61-0600
ぴよぴよキッズ	第4水曜日	さざんか児童館	62-8880
	第1・3・5水曜日	あやめ児童館	62-9977
あそびの教室	第2水曜日	赤堀児童館	63-1001
	第2・4火曜日	赤堀南児童館	62-8723
	第1・3水曜日	赤堀あさひ児童館	63-1616
子育てサロン	第2水曜日 (奇数月に開催)	高齢者生きがいセンター 伊勢崎市社会福祉協議会あすま支所内	20-2666
	第2金曜日 (偶数月に開催)	境地域福祉センター 伊勢崎市社会福祉協議会境支所内	74-5294
親子サークル きらきら	火曜日を中心に 月5回	茂呂公民館等	oyako-kirakira- 201204@hotmail.co.jp http://www.imap.ne.jp/mt/group/ 724/main

《地域子育て支援センター》

保育施設の園庭やホールなどを親子に開放し、親子同士の交流の場として、また、子育て中の方の育児相談や子育て関連の各種行事を行っています。

詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。

◆市の委託を受けて実施している施設

施設名	名称	所在地	電話 (市外局番 0270)
ひかりのこ保育園	アンパンマンクラブ	新栄町 3850-14	25-1575
白ばら保育園	いちごクラブ	戸谷塚町 98-1	32-1400
みやさと保育園	ハローサークル	田中島町 1509-1	24-1761
三郷こども園	ひよこクラブ	波志江町 2381-7	22-1636
ChaCha Children Ilesaki	子育てサロン ChaCha	大手町 3-1	22-5611
すみれこども園	ありんこクラブ	境上武士 983-3	74-5700

◆独自に実施している施設

施設名	名称	所在地	電話 (市外局番 0270)
第三保育所	ももちゃんくらぶ	昭和町3862	25-2627
第四保育所	オレンジくらぶ	寿町145-1	25-3234
境いよく保育所	ぽっぽひろば	境伊与久519	76-1636
境ひので保育所	おひさま	境米岡234	74-5702
はぐろこども園	アップルちゃん	馬見塚町 230-1	32-2440
ひまわり保育園	子育てサロン	柴町 666-1	32-1778
わかくさ保育園	わかくさ	宮子町 3550-1	24-8859
二葉こども園	めばえ	茂呂南町 5318-14	25-2626
ゆたか保育園		馬見塚町 1196-1	32-3691
ゆたか第二保育園		今泉町一丁目 1430	61-8280
リトルガーデンしいのみ	こぐまクラブ	山王町 625-1	40-3373
太陽保育園	すくっこクラブ	堀口町 643-1	32-3370
あかいしこども園	らっこクラブ	曲輪町 24-11	25-1874
やさか保育園		八坂町 5-18	23-0416
かしま保育園		鹿島町962-1	26-0243
なかよし保育園		山王町 1402	23-5898
伊勢崎あすか幼稚舎		波志江町 1596-3	21-5225
インターナショナルキッズアカデミー		安堀町 1179-4	23-5235
すみよし幼稚園		馬見塚町 831-1	32-1069
愛の光幼稚園		今井町 367	26-4124
慈教幼稚園		波志江町 681	24-7700
さくら幼稚園		富塚町 246-4	32-3010
田部井保育園		田部井町二丁目 450-1	63-0077
青空保育園	レインボークラブ	東小保方町 3813-1	40-9333
あずまの森こども園		田部井町一丁目 1092-1	62-1206
小泉保育園		小泉町 769-1	63-6727
ふちな保育園		境下湊名 2648-1	76-0568
つくし保育園	あそび広場	境 543	74-1030
めざめ保育園	ぴよぴよサークル	境下武士 827-3	74-4738
あけぼの保育園	きっづみ広場	境下湊名 2676-1	76-0617
島村めぐみ保育園		境島村 2509	74-9221
こばと保育園		境百々18	61-8270
こひつじ幼稚園		境百々221-1	76-2448

《子育てふれあいタイム》

各公立幼稚園では、入園前の幼児とその保護者を対象に親子ふれあいの場として、また、情報交換の場として幼稚園を開放し、遊び場を提供する「いせさきプレ幼稚園」を実施しています。なお、開催日は各園にお問い合わせください。

【問い合わせ】 公立幼稚園【P27】

《図書館での読み聞かせなど》

市内各図書館では、図書館応援団（市民ボランティア）による読み聞かせや子ども向けの映画会などが開催されています。

※イベント情報・新着資料・利用案内など詳しい情報については、伊勢崎市図書館ホームページ（<http://www.library.isesaki.gunma.jp/>）や、伊勢崎市図書館 Twitter をご覧ください。

【問い合わせ】 各図書館【P55】

《児童センター・児童館》

市内の各児童センター・児童館では、年間を通じて遊びや文化行事など様々な活動を行っている施設です。施設利用料は無料です。

【問い合わせ】 各児童センター・児童館【P52・53】

《まゆドーム》

豊受地区でさかんだった養蚕にちなみ、カイコのまゆの形をイメージした「まゆドーム」は、子供のもり公園内にあり、年間を通じて体験学習等ができる施設です。館内には、プレイルーム（なかよし室）や授乳室、おむつ交換台等があります。施設使用料は無料です。

○開館時間 3月～10月・・・午前9：30～午後5：00まで
11月～2月・・・午前9：30～午後4：00まで

○休館日 毎週火曜日、祝日の翌日、年末年始（12月29日～1月4日）

○所在地 馬見塚町1808-1

【問い合わせ】 まゆドーム 電話：0270-31-3778

《公園》

市内には、遊園地や運動施設と1つになった大きな公園、街中にある公園など、大小さまざまな公園があります。時には、家の外で思い切り子どもを遊ばせてあげましょう。

おもな公園は、次のとおりです。

華蔵寺公園	華蔵寺町 1-1	伊勢崎市のシンボリックな公園です。格安料金で観覧車や各種乗り物に乗れます。園内北側の広場には長さ50mの滑り台やブランコ等があります。また、桜・ツツジ・花しょうぶなど季節の様々な花も楽しめます。
Auto Mirai 華蔵寺遊園地	華蔵寺町 1 TEL：25-4478	
伊勢崎市 みらい公園	山王町 2663 TEL：20-3333	空気のでふわふわ弾む遊具、「ふわふわドーム」があります。また、ユニバーサルデザインの広い敷地なので、ベビーカーでの散歩にも適しています。南側には約140本の河津桜が植えられています。
伊勢崎造園組合 コミュニティー パーク	波志江町 3335-2	波志江沼を囲むようにして作られた公園です。沼の東西には公園施設があり、沼の中央の「波志江ふれあい橋」で結ばれています。豊かな自然の景観も魅力です。
子供のもり公園 伊勢崎	馬見塚町 1808-1 TEL：31-3778	虫探しやどんぐり拾い、芝山のすべり台、ぼうけん山など、遊びながら自然と触れ合えます。
赤松園 あやなすパーク	連取本町 1 (市民病院の北)	霧状に出る珍しい噴水があります(夏季のみ運転)。広い芝生に遊歩道も整備され、広瀬川のサイクリングロードへ続いています。
あずま 総合運動公園	田部井町三丁目 2091 (あずま図書館の南)	大きな滑り台・ブランコ・シーソー・小川などがあります。
センヨシ せせらぎパーク	堀下町 186-1	粕川のほとりにある公園で、アスレチックもあり、自然の中で思い切り遊べます。
境ふれあいパーク	境木島 823 (境文化センターの南)	子どもが楽しめるいろいろな遊具・広い芝生・小川があります。
粕川公園	粕川町 1658 (児童センターの東)	動物のオブジェ、トンネル、ベビーカーでも登れる山などがあります。隣には児童センターもあります。
グリーンパーク	波志江町 2237-1 (青少年育成センターの北)	とても広い丘陵地にある公園です。滑り台・ブランコ・きのこのオブジェなどがあり、お弁当を持ってピクニック気分で楽しめそうです。
宮子東公園	宮子町 3614 (市民サービスセンター宮子の近く)	小山に滑り台・ブーメランなどの遊具があります。商業施設の集まっている地域なので買い物帰りにちょっと寄って、思い切り遊べそうな公園です。
連取中央公園	連取本町 27-8 (宮郷第二小の東)	中央は小高い丘のようになっていて滑り台やブランコなどいろいろな遊具があります。周囲には岩のオブジェがあります。

境駅北公園	境美原 19 (境町駅の北)	小高い山・小川・遊歩道があり、木陰もたくさんあります。
フラワーさくら 平塚公園	境平塚 354 (上武大橋の北)	展望塔から滑り降りる滑り台や複合遊具などいろいろと楽しめる公園です。
国定公園	国定町二丁目 1768-1 (国定駅の東)	さく児童館の隣にあります。外遊び、児童館の室内遊びの両方楽しめます。
茂呂中央公園	茂呂町二丁目 3553-1	芝生の広場が広がり、滑り台やブランコなど小さなお子様でも遊べそうな遊具が充実しています。見通しがよく明るい雰囲気公園です。
境御嶽山 自然の森公園	境上武士 1039-1 (すみれこども園の南)	鳥がさえずり、昆虫を観測できる森です。ホタル・めだか・ジャコウアゲハ・カブトムシなどに会えます。



《赤ちゃんの駅》

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中におむつ替えや授乳などで誰でも自由に立ち寄ることができる公共施設を「赤ちゃんの駅」として指定しました。現在赤ちゃんの駅が利用できる施設は下記のとおりです。赤ちゃんのポスターが目印となります。お気軽にご利用ください。



※こちらのポスターが目印になります。

赤ちゃんの駅設置施設

NO.	施設名	所在地
1	市役所本館	今泉町二丁目 410
2	市役所東館 2 階	今泉町二丁目 410
3	伊勢崎駅前インフォメーションセンター	曲輪町 8-2
4	伊勢崎市図書館	曲輪町 22-21
5	メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎	昭和町 3918
6	緋の郷	昭和町 1712-2
7	Auto Mirai 華蔵寺遊園地	華蔵寺町 1
8	児童センター	粕川町 1609
9	健康管理センター	連取町 1155
10	伊勢崎市民病院	連取本町 12-1
11	ナルセグループ伊勢崎市民プラザ	富塚町 220-13
12	赤堀支所	西久保町一丁目 64-5
13	赤堀芸術文化プラザ 赤堀図書館	西久保町二丁目 82-1
14	赤堀公民館	西久保町二丁目 81
15	赤堀児童館	西久保町二丁目 105
16	赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目 123-1
17	赤堀南児童館	堀下町 276
18	赤堀あさひ児童館	香林町一丁目 1348-1
19	あずま支所	東町 2668-1
20	あずま保健センター	東町 2670-4
21	あずま図書館	田部井町三丁目 2091
22	境支所	境 637
23	境保健センター	境 637
24	境図書館	境 724-1
25	境児童センター	境新栄 12-4
26	境児童館どんぐり	境木島 823
27	人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センター	境木島 818
28	フラワーさくら平塚公園	境平塚 354

第4章 預ける

①入所・入園

《保育所(園)・認定こども園》

保育所(園)は、保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする児童を保育する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所(園)の機能や特徴をあわせ持つ施設です。保育所(園)・認定こども園(保育を必要とする利用)の入所には、以下の要件をすべて満たしていることが必要となります。

なお、認定こども園(教育を必要とする利用)の場合、以下の要件(3)は不要です。

○保育所(園)・認定こども園入所要件

- (1) 伊勢崎市に居住し、住民登録していること
- (2) 保育所(園)、認定こども園での集団生活に支障のない就学前児童であること
- (3) 次のいずれかの事情で保育が必要な家庭であること
 - ・就労 <月60時間以上の就労>
 - ・妊娠・出産 <出産前後(前8週間、後8週間 *期間終了後退所(園)となります)>
 - ・保護者の疾病・障害 <病気、負傷、心身に障害を有することを医師が認める>
 - ・介護・看護 <同居または長期入院している親族の常時の介護・看護>
 - ・災害復旧 <火災・風水害など復旧にあたっている>
 - ・求職活動 <起業準備を含む>
 - ・就学 <職業訓練校等での職業訓練含む>
 - ・虐待・DV <虐待やDVのおそれがあること>
 - ・育児休業 <育児休業取得時に、既に保育所(園)、認定こども園を利用している子どもがいて継続利用が必要であること>
 - ・その他 <上記に類する状態で、保育が必要と市が認める場合>

○利用の申し込み

保育所(園)、認定こども園(保育を必要とする利用)を希望する場合は、市役所こども保育課および各支所市民サービス課で申し込みができます。なお認定こども園(教育を必要とする利用)を希望する場合は、施設へ直接お申し込みください。

【問い合わせ】	市役所こども保育課	電話：0270-27-2751
	赤堀支所市民サービス課	電話：0270-62-9792
	あずま支所市民サービス課	電話：0270-62-9909
	境支所市民サービス課	電話：0270-74-0368

【 保育所(園) 一 覧 】

〈公 立〉

名 称	定員(人)	所 在 地	電 話 (市外局番0270)	一時預かり
第二保育所	60	中央町12-17	25-1959	
第三保育所	90	昭和町3862	25-2627	○
第四保育所	90	寿町145-1	25-3234	○
境いよく保育所	90	境伊与久519	76-1636	○
境ひので保育所	90	境米岡234	74-5702	○

〈私 立〉

名 称	定員(人)	所 在 地	電 話 (市外局番0270)	一時 預かり
ひかりのこ保育園	90	新栄町3850-14	25-1575	○
はちす保育園	150	上諏訪町2032-7	25-7303	
かしま保育園	90	鹿島町962-1	26-0243	○
ひばり保育園	210	連取町1595-3	26-1647	○
白ばら保育園	270	戸谷塚町98-1	32-1400	○
ひまわり保育園	90	柴町666-1	32-1778	○
わかくさ保育園	210	宮子町3550-1	24-8859	
日乃出保育園	115	日乃出町1672-3	23-3477	○
太陽保育園	120	堀口町643-1	32-3370	○
ChaCha Children Iseaki	50	大手町3-1	22-5611	○
こまくさ保育園	120	下植木町467-1	25-7107	
大光寺保育園	140	西久保町二丁目397-1	63-5775	
大林寺保育園	180	市場町一丁目338-4	61-6212	
たから保育園	150	赤堀今井町二丁目1344	62-2237	
間野谷保育園	110	間野谷町530-79	62-6570	○
むつみ保育園	110	西小保方町290-1	62-0308	○
若竹保育園	170	東町2553-5	62-0269	○
田部井保育園	60	田部井町二丁目450-1	63-0077	○
青空保育園	140	東小保方町3813-1	40-9333	○
ふちな保育園	90	境下湊名2648-1	76-0568	○
つくし保育園	90	境543	74-1030	○
めざめ保育園	90	境下武士827-3	74-4738	○
あけぼの保育園	70	境下湊名2676-1	76-0617	○
さかい保育園	90	境栄925	74-7585	○
こばと保育園	100	境百々18	61-8270	

【認定こども園一覧】

	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番 0270)	一時 預かり
幼 保 連 携 型	西園こども園	135	安堀町853	25-0652	○
	やさか保育園	75	八坂町5-18	23-0416	○
	はぐろこども園	165	馬見塚町230-1	32-2440	○
	みやさと保育園	270	田中島町489-1	24-1761	○
	茂呂こども園	135	茂呂町二丁目2836-1	24-8221	○
	二葉こども園	135	茂呂南町5318-14	25-2626	
	なかよし保育園	95	山王町1402	23-5898	○
	リトルガーデンしいのみ	185	山王町625-1	40-3373	○
	ゆたか保育園	135	馬見塚町1196-1	32-3691	○
	三郷こども園	285	波志江町2381-7	23-6122	○
	あかいしこども園	230	曲輪町24-11	25-1874	○
	ゆたか第二保育園 (夜間保育所)	50	今泉町一丁目1430	61-8280	○
	伊勢崎あすか幼稚舎	154	波志江町1596-3	21-5225	○
	あずまの森こども園	165	田部井町一丁目1092-1	62-1206	○
	島村めぐみ保育園	30	境島村2509	74-9221	○
すみれこども園	105	境上武士983-3	74-5700	○	
幼 稚 園 型	愛の光幼稚園	90	今井町367	26-4124	○
	慈教幼稚園	110	波志江町681	24-7700	○
	すみよし幼稚園	185	馬見塚町831-1	32-1069	○
	さくら幼稚園	155	富塚町246-4	32-3010	○
	こひつじ幼稚園	105	境百々221-1	76-2448	○
地 方 裁 量 型	インターナショナル キッズ アカデミー	45	安堀町1179-4	23-5235	○
	小泉保育園	42	小泉町769-1	63-6727	○

《幼稚園》

満3歳から5歳までの就学前のお子さんに、集団生活などを通じて心身の発達を助長することを目的とする施設です。

○入園の申し込み

前年度の9月頃に各幼稚園（私立・公立）で申し込みを受け付けます。入園状況により、途中入園も可能です。

○就園対象児

公立：伊勢崎市に居住し住民登録をしている3歳・4歳・5歳（小学校入学前の3年間）
（園により4歳・5歳のみを受入となります）

私立：満3歳児・3歳・4歳・5歳

【幼稚園一覧】

〈公立〉

名称	所在地	電話 (市外局番 0270)
第一幼稚園	曲輪町24-26	25-0320
殖蓮幼稚園	上植木本町2740-2	26-4561
三郷幼稚園	波志江町1067	27-2787 (学務課)
宮郷幼稚園	田中島町1486-8	24-4373
名和幼稚園	堀口町260	32-2080
あかぼり幼稚園	西久保町二丁目100	62-3744
あずま幼稚園	東町2672-1	62-0241

※三郷幼稚園は現在休園中のため、問い合わせは学務課にお願いします。

〈私立〉

名称	所在地	電話 (市外局番0270)
田部井幼稚園	田部井町二丁目458	62-5977

②育児支援サービスなど

《一時預かり》

(保育所(園)・認定こども園)

普段は保育所(園)を利用していない保護者の、週3日以内のパート勤務への対応や、急な病気への対応、育児疲れによる心理的ストレスや肉体的負担の軽減などのため、一時的に保育する必要があるときに利用することができます。

【問い合わせ】 一時預かりを実施している各保育所(園)・認定こども園へ 【P24～26】

(公立幼稚園)

市内の全公立幼稚園においては、在園している園児を対象に、保護者の仕事や兄弟の授業参観など理由を問わず、保護者の要望に応じて、月曜日から金曜日までの授業日などにおいて、一時預かりを午後2時から午後5時まで利用することができます。また、長期休業中は午前9:00～午後5:00まで利用することができます。

【問い合わせ】 市内の公立幼稚園へ 【P27】

《認可外保育施設》

子どもを預かる施設であって、児童福祉法に基づく施設の設置認可を受けていない施設です。開所時間等詳しくは各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	連絡先 (市外局番 0270)	備考
キッズルームにこっと(旧:託児ルームゆうび)	連取町 1527-1	22-0030	夜間あり
CENTRO EDUCACIONAL PLAY GROUND	宮前町 289-1	22-0526	外国籍向け
訪問保育ルーム HAPPY SMILE	田中島町 1144-2	080-6614-6573	居宅訪問型
サカエ なかよし ほいくえん	田中町 1059-4	61-8814	(企業主導型保育施設)
PASSO A PASSO	豊城町 1485-6	080-6642-1969	外国籍向け
HIMAWARI GAKUSHU	山王町 118	090-5993-0027	外国籍向け
すまいるきっず	連取町 3016-15	71-6644	(企業主導型保育施設)

《病後児保育事業》

子どもが病気の回復期にあり、保育所(園)、認定こども園、幼稚園等に預けることが困難で、かつ、保護者が勤務の都合等により家庭での育児も困難な場合に、乳幼児を一時的にお預かりします。

- 期日・時間 平日(祝日、年末年始、実施施設の行事日を除く)の、午前8:00~午後6:00までの間で8時間以内
- 対象 市内に在住で保育所(園)、認定こども園、幼稚園等に通う生後10ヵ月から就学前までの乳幼児
- 定員 1施設につき1日当たり2人
- 利用料金 無料(食事代は別途)
- 実施施設

施設名	所在地	電話 (市外局番 0270)
白ばら保育園	戸谷塚町 98-1	32-1400
ゆたか保育園	馬見塚町 1196-1	32-3691
リトルガーデンしいのみ	山王町 625-1	40-3373
三郷こども園	波志江町 2381-7	23-6122
太陽保育園	堀口町 643-1	32-3370
青空保育園	東小保方町 3813-1	40-9333
すみれこども園	境上武士 983-3	74-5700
境いよく保育所	境伊与久 519	76-1636

- 申し込み こども保育課または利用を希望する施設で、事前に利用者登録をし、利用を希望する日の前日までに希望施設へ予約し、利用申請書・診療情報提供書を提出してください。

【問い合わせ】 市役所こども保育課 電話:0270-27-2751
各実施施設

《休日保育》

保護者の就労等の事情により、日曜・祝日に保育が必要なお子さんを預かります。休日保育を利用した際は月曜日～土曜日の平常保育を振替でお休みいただき、お子さんとお過ごしください。対象児童年齢や保育料については、各園で異なりますので、休日保育を実施している下記各園へお問い合わせください。

施設名	時間帯	電話（市外局番 0270）
かしま保育園	午前8：00～午後5：30	26-0243
ゆたか保育園	午前7：00～午後7：00	32-3691

《ファミリー・サポート・センター》

「子育てのお手伝いがしたい」「子育ての手助けを受けたい」という人たちが会員となって、一時的な育児の援助活動を有料で行う登録制の組織です。

○会員

(1) 援助会員

市内に居住し、育児の援助ができる20歳以上の方（学生を除く）で、援助活動に理解と熱意があり、心身ともに健康で援助活動を行うことができる人

(2) 利用会員

おおむね3か月から12歳までのお子さんの保護者で、育児の援助を受けたい人（ただし伊勢崎市に在住または在勤していること）

(3) どっちも会員

市内に居住し、利用・援助の両方できる人

○援助会員による活動内容

- (1) 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校及び放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という）の開始前・終了後に児童を預かります。
- (2) 保育施設等への児童の送迎を行います。
- (3) 保育施設等の休日その他の事由がある場合、臨時的に児童を預かります。
- (4) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に児童を預かります。
- (5) 買い物などの外出の際に児童を預かります。
- (6) 上記に掲げるものの他、利用会員の仕事と育児の両立支援のために必要な預かりと送迎を行います。

※児童を預かる場合は援助会員の自宅の他、児童館等子どもの安全が確保でき、事前打合せで両者が決めた場所となります。お泊りや病児病後児のお預かりには対応していません。

○利用料金

平日の午前7：00～午後7：00まで	1時間あたり700円
平日の上記以外の時間、土・日曜日、祝日、年末年始	1時間あたり900円

○助成金

- (1) ひとり親世帯（母子・父子家庭）などの場合には1時間につき300円（月30時間まで）の助成金が支給される場合があります。
- (2) 援助会員・どっちも会員の援助活動には1時間につき700円～の報酬を受け取る他に、200円の助成金が支給されます。詳しくはファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

【問い合わせ】 伊勢崎市ファミリー・サポート・センター
（市役所こども保育課内）
電話：0270-23-6471（平日の午前9:00～午後5:00）

《子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)》

保護者が病気や仕事の都合などで一時的にお子様の養育ができない場合に、児童養護施設または乳児院でお子様をお預かりすることができます。

○ショートステイ

保護者が病気や出張など、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった時に、児童養護施設または乳児院で短期間お子様をお預かりします。

- ・対象
小学校修了前の児童
- ・事由
保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張など
- ・期間
原則 7 日以内
- ・場所
児童養護施設
鐘の鳴る丘少年の家（前橋市堀越町 880 番地）
地行園（前橋市江木町 1304 番地）
東光虹の家（太田市熊野町 7 番 15 号）
乳児院
東光乳児院（太田市熊野町 13 番 3 号）
- ・利用料金
2 歳未満：日額 0 円～5,350 円（保護者の課税状況等によって異なります）
2 歳以上：日額 0 円～2,750 円（保護者の課税状況等によって異なります）
- ・手続き
施設の定員やお子様の健康状態によって受け入れが困難な場合がありますので、子育て支援課（電話：0270-27-2798）までご連絡下さい。

○トワイライトステイ

保護者が仕事の理由などにより、夜間一時的に家庭において児童を養育することが困難な時に、お子様を児童養護施設または乳児院でお預かりします。

- ・対象
小学校修了前の児童
- ・事由
保護者の仕事・冠婚葬祭等
- ・時間
午後 6：00～午後 9：00 まで
- ・場所
児童養護施設
鐘の鳴る丘少年の家（前橋市堀越町 880 番地）
地行園（前橋市江木町 1304 番地）
東光虹の家（太田市熊野町 7 番 15 号）
乳児院
東光乳児院（太田市熊野町 13 番 3 号）
- ・利用料金
日額 0 円～750 円（保護者の課税状況等によって異なります）
- ・手続き
施設の定員や、お子様の健康状態によって受け入れが困難な場合がありますので、子育て支援課（電話：0270-27-2798）までご連絡下さい。

《放課後児童クラブ》

放課後児童クラブは、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図ります。

利用可能時間や保育料等はクラブによって異なりますので、公設の児童クラブは市役所子育て支援課（電話：0270-27-8805）へ、民設の児童クラブは各クラブへ直接お問い合わせください。

児童クラブのある通学区域の学校を希望する場合は学務課（電話：0270-27-2787）へご相談ください。また、※印は児童クラブの主な受入小学校と指定校が異なります。

【放課後児童クラブ一覧】

〈公 設〉

主な受入小学校	児童クラブ名	所在地	電 話 (市外局番 0270)
宮郷第二小学校	宮郷第二小学校放課後児童クラブ	連取町3069-3	24-8089
南小学校	南小学校放課後児童クラブ	上泉町310	25-0440
殖蓮小学校	殖蓮小学校放課後児童クラブ	上植木本町2763	22-1665
三郷小学校	三郷小学校放課後児童クラブ	波志江町1656-2	24-1017
赤堀小学校	赤堀児童館放課後児童クラブ	西久保町二丁目105	63-1001
	赤堀放課後児童健全育成ルーム	西久保町一丁目64-5	75-6261
赤堀南小学校	赤堀南児童館放課後児童クラブ	堀下町276	62-8723
	赤堀南小学校放課後児童クラブ	堀下町308-2	75-6115
赤堀東小学校	赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ	香林町一丁目1348-1	63-1616
あずま北小学校	きく児童館放課後児童クラブ	国定町二丁目1795-1	61-0600
あずま小学校	さざんか児童館放課後児童クラブ	東町2767	62-8880
あずま南小学校	あやめ児童館放課後児童クラブ	三室町3484-3	62-9977

〈民 設〉

主な受入小学校	児童クラブ名	所在地	電 話 (市外局番 0270)
北小学校	こども [※] みかた	曲輪町15-12	27-5830
	こどもiらんど	曲輪町26-5	22-1169
	放課後児童クラブあかいし	曲輪町24-29	75-1338
南小学校	やさか太陽クラブ	八坂町5-15	75-3305
	yamきっず☆みなみ	上泉町253-1	61-5266
殖蓮小学校	さくらんぼ児童クラブ	上植木本町1754-16	26-6266
	児童クラブ赤城	上諏訪町2032-7	25-7303
	うえはす児童クラブHOP	昭和町3907	090-7230-2279
茂呂小学校	もろ児童クラブ	茂呂町二丁目2158-1	22-0635
	茂呂のぞみ児童クラブ	茂呂町二丁目3501-1	24-8221
	あおば児童クラブ	茂呂町二丁目3316	27-5933
	あおば児童クラブ第2	茂呂町二丁目780-3 M2ビル2F	27-4321
	あおば児童クラブ第3	茂呂町二丁目2158-2	27-4360
	あおば児童クラブ第4	茂呂町二丁目2158-2	27-9199
	あおば児童クラブ第5	茂呂町二丁目761-1	75-2744

三郷小学校	トトロの家児童クラブ	波志江町1035-2	23-2997
	スマイルのいえ	波志江町630-2	75-2402
	tonan児童倶楽部華蔵寺※	乾町75-46	75-2855
宮郷小学校	ハローキャンパス児童クラブ	田中島町1509-1	080-8814-7702
	じいじとばあばの宝物いせさき宮郷※	連取町489-3	23-3330
	こどもM ^み g ^ご o	田中島町1481-13	61-5848
	放課後スクール i きっず※	安堀町1178-4	23-5235 (こども園)
	スマイル放課後児童クラブ	田中島町1144-1	070-2801-1278
	アイビー児童クラブ	田中島町1460-9	75-3715
坂東小学校	どんぐり児童クラブ坂東教室※	戸谷塚町98-1	32-1400
	tonan児童倶楽部伊勢崎坂東	除ヶ町417-1	75-2855
名和小学校	どんぐり児童クラブ名和教室	堀口町570	32-1400
豊受小学校	ゆたか児童クラブ	馬見塚町1196-1	32-3691
	児童クラブポブラ	馬見塚町230-1	32-2440
北第二小学校	ひまわり児童クラブ第一	宗高町83	21-7380
	ひまわり児童クラブ第二	宗高町83 コーポラスあだち101	
	さくら児童クラブ	柳原町104-6	070-2100-1234
殖蓮第二小学校	あおぞら児童クラブ	下植木町1151-2	21-0521
	うえはす児童クラブHOPⅢ	日乃出町1347-1	090-7230-2279
広瀬小学校	あすなろ館児童クラブ	山王町1142-6	26-6501
	ひろせこどもの家児童クラブ	新栄町4075-6	26-4115
宮郷第二小学校	こども@みらい	連取町3074-20	61-7728
	なのはな児童クラブ	連取町3054-1	26-8652
赤堀小学校	リオン児童クラブ	市場町一丁目25-2	070-4563-2600
	リオン児童クラブ第二	西久保町一丁目461-1	
	大光寺児童クラブ	西久保町二丁目397-1	63-5775
赤堀南小学校	あかべこ児童クラブ	五目牛町100-7	080-5063-5420
	tonan児童倶楽部赤堀南	市場町二丁目447	75-2855
赤堀東小学校	tonan児童倶楽部伊勢崎北	香林町一丁目320-6	75-2855

あずま小学校	児童クラブオンリーワン	西小保方町79-1	55-1871
	tonan児童倶楽部伊勢崎	田部井町二丁目 1266-4	75-2855
あずま北 小学校	あずまの森児童クラブ	田部井町一丁目 1092-1	61-7800
あずま南 小学校	よつば児童クラブ	東小保方町3433-1	62-7777
	学童クラブ子どもの森	東小保方町3440-7	50-0562
境小学校	学童保育所すぎな教室	境515-2	74-5523
	学童保育所第2すぎな教室	境315-1	74-1084
境剛志小学校	学童保育所ひまわり教室	境下武士853-25	74-5841
	くるみ児童クラブ	境上武士604	61-8449
境東小学校	たけのこ児童クラブ	境米岡250-1	74-5599
	たけのこ児童クラブ第3	境栄49-5	
境采女小学校	学童保育所うねめ教室	境下湊名1968	76-4141
	yamきっず☆うねめ	境伊与久2762	75-3720
	yamきっず☆うねめ2	境伊与久2757-3	75-3033

《放課後児童クラブ利用者負担金助成事業・減免制度》

民設の放課後児童クラブを利用する児童の保護者を対象に利用者負担金助成事業を実施しています。また、公設の放課後児童クラブを利用する児童の保護者に対しては利用者負担金の減免を実施しています。助成及び減免の対象及び金額については下記のとおりです。

対 象	金 額
生活保護法の規定により保護を受けている世帯	利用者負担金（月額）の全額
市民税非課税の世帯	利用者負担金の2分の1の額 （ただし、月額上限 5,000 円）
市民税の所得割が非課税で均等割のみ課税の世帯	利用者負担金の4分の1の額 （ただし、月額上限 2,500 円）

【問い合わせ】 市役所子育て支援課 電話：0270-27-8805

③幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から、子育てに係る経済的負担を軽減するため、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・認可外保育施設などの利用料の無償化が始まりました。3～5歳児は原則全世帯、0～2歳児は住民税非課税の世帯を対象に利用料が無償化となります。無償化の対象となるためには、利用前に認定を受ける必要があります。利用施設によって無償化の対象となる範囲や必要な手続き方法が異なるため、制度の詳細については市ホームページを確認してください。

【問い合わせ】 市役所こども保育課 電話：0270-27-2751

第5章 相談する

①育児・子育て相談

《子ども家庭相談支援センター》

様々な児童家庭相談に応じています。子育てに関する相談には、家庭相談員、母子・父子自立支援員等が応じています。相談は面談を基本としていますが、電話やメールでの相談も受け付けています。個人の秘密は十分守られますので安心して気軽に相談してください。

○相談日時：月曜日～金曜日（※祝日・年末年始を除く） 午前8：30～午後5：15
相談場所：市役所子ども家庭相談支援センター

《巡回相談》

○相談日時：水曜日 午前10：00～正午
相談会場：児童センターや児童館（境児童館どんぐりを除く）
※ 相談会場は、相談日ごとによります。広報いせさきでご確認ください。
※ 直接の来館で相談員が上記の時間対応いたします。相談予約も可能です。

【問い合わせ】市役所子ども家庭相談支援センター（専用電話） 電話：0270-22-1151
市役所子育て支援課子育て相談係 電話：0270-27-2798
FAX：0270-26-1808
子育て相談メール：kosodate@city.isesaki.lg.jp

《子育て世代包括支援センター》

妊娠期から子育て期までの様々な相談に対し、切れ目のない支援を行う窓口です。
○日時 月曜日～金曜日（※祝日・年末年始を除く）午前8：30～午後5：15
○会場 健康管理センター
○相談専用ダイヤル 電話：0270-40-5018

《子育て相談》

身体計測や、妊娠・出産・子育てに関するお悩みについての相談などができます。来所での相談はオンライン申請フォームまたは電話による予約制です。

○日時 月曜日～金曜日（※祝日・年末年始を除く）
午前9：00～午前11：00、午後1：30～午後3：30【予約制】

○持ち物 母子健康手帳（お持ちの方）、バスタオル
○会場 健康管理センター

※予約時間以外の時間帯で相談を希望される場合は、お問い合わせください。



予約はこちらから

《妊産婦相談》

助産師による妊娠・出産・母乳育児・卒乳の相談ができます。来所での相談は電話による予約制です。

○日時 第1・第3水曜日（祝日の場合は翌日）、5月は第2・第3水曜日、1月は第3・第4水曜日
午前9：00～午前11：15

○持ち物 母子健康手帳、バスタオル
○会場 健康管理センター

《窓口健康相談》

身体計測や、妊娠・出産・子育てに関するお悩みについての相談などができます。来所での相談はオンライン申請フォームまたは電話による予約制です。

○日 時 月曜日～金曜日（※祝日・年末年始を除く）
午前9：00～午前11：00 【予約制】

○持ち物 母子健康手帳、バスタオル

○会 場 赤堀保健福祉センター・あずま保健センター・境保健センター

※予約時間以外の時間帯で相談を希望される場合は、お問い合わせください。



予約はこちらから

【問い合わせ】 各保健センター【P56】

《発達相談》

言葉がゆっくり、落ちつきがない、友達と一緒に遊べない等の発達についての相談ができます。事前の予約が必要です。

【問い合わせ】 各保健センター【P56】

《地域子育て支援センター》

就学前児童の育児不安や悩み・子育て全般についての相談などに応じています。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

施設名	名称	所在地	電話（市外局番 0270）
ひかりのこ保育園	アンパンマンクラブ	新栄町 3850-14	25-1575
白ばら保育園	いちごクラブ	戸谷塚町 98-1	32-1400
みやさと保育園	ハローサークル	田中島町 1509-1	24-1761
三郷こども園	ひよこクラブ	波志江町 2381-7	22-1636
ChaCha Children Iseaki	子育てサロン ChaCha	大手町 3-1	22-5611
すみれこども園	ありんこクラブ	境上武士 983-3	74-5700

《公立保育所育児相談》

子育て全般の相談に、保育所長・主任保育士が応じています。

*匿名でも相談できます。

○相談日時 月曜～金曜まで（祝日を除く）

電話相談：午前 10：00～午後 3：00

面接相談：午後 4：00 以降（要予約）

【問い合わせ】 各公立保育所【P24】

《こども発達支援センター 発達相談》

18歳未満の児童とその保護者を対象に、発達の遅れ、子育て上の困っていること、分からないことに対して、専門の相談員が相談に応じ、適切な助言・指導・支援を行います。

○相談日時 月曜日から金曜日までの午前 9：00～午後 5：00（祝日、年末年始を除く）

※来所での相談は、事前に電話予約が必要です。

【問い合わせ】 伊勢崎市こども発達支援センター（伊勢崎市除ヶ町 410-1）

電話：0270-32-7748

FAX：0270-27-4062

②その他の相談窓口

相談窓口	相談内容	連絡先（市外局番 0270）
青少年指導センター	友達、学校、家庭、非行など、青少年やその保護者の悩みごとなどの相談	27-8080（直通）
教育研究所	学校生活や子どもの養育に関わる教育相談	30-1234（直通）
北小学校こども発達相談室	幼児、小学生、中学生について、ことばや聞こえ、コミュニケーションなどの心配事や子どもの成長や発達、行動面などの心配事についての相談	25-4455（直通）
赤堀小学校こども発達相談室		63-8531（直通）
あずま小学校こども発達相談室		62-9923（直通）
境小学校こども発達相談室		74-1288（直通）
中学校通級指導教室		27-5632（直通）

③児童虐待相談

児童虐待は、子どもの人権を否定し、時には生命さえも脅かす深刻な問題です。

・・・子どもの輝く笑顔のために みんなで防ぐ児童虐待・・・

子育て中の親は、毎日の生活の中で様々なストレスを抱え気持ちを不安定にし、その苛立ちを子どもにぶつけてしまうことがあるものです。そんなとき、周囲の温かい支えと適切な援助が必要です。育児に悩んでいるご家庭や虐待を受けているのかなと思われるお子さんと出会ったら、「大丈夫？何か困っていることがありますか」と言葉をかけてあげてください。

子どもは“地域の子”です。当市では、地域で支えあう子育ての実現を目指して相談業務に取り組んでいます。深刻な虐待を防ぎ、子どもを守るためには早めの対応が必要です。身近で少しでも「虐待かな？」と感ずることがありましたら、ご連絡ください。

【問い合わせ】市役所子ども家庭相談支援センター 電話：0270-22-1151
市役所子育て支援課 電話：0270-27-2798
FAX：0270-26-1808
子育て相談メール：kosodate@city.isesaki.lg.jp
中央児童相談所 電話：027-261-1000

夜間、土日祝日など、市役所・児童相談所の閉所時の緊急連絡先

こどもホットライン24	0120-783-884 または 027-263-1100
全国共通ダイヤル	189

④伊勢崎市以外の各種相談窓口

相 談 窓 口	相 談 内 容	連 絡 先 (電 話)
こどもホットライン24	子どもを取り巻く家庭環境・しつけ・教育・児童虐待などについての相談。24時間いつでも対応します。	0120-783-884※ 027-263-1100
中央児童相談所	18歳未満の児童の養護・心身障害・非行・育成など、子どもの福祉や健全育成などに関する相談。	027-261-1000
子ども教育相談室 (群馬県総合教育センター)	乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談。	0270-26-9200
24時間子供SOSダイヤル	いじめ問題やその他の子供のSOS全般。	0120-0-78310
安心・自信の相談電話 (NPO法人エパワメントぐんま)	不登校、子どものいじめ、児童虐待などの相談。	027-350-3900
子育て・女性健康支援センター (〈公社〉群馬県助産師会)	妊娠・出産・子育てをはじめ、思春期、更年期などの相談。	027-289-4339
児童家庭支援ホーム (希望館・高崎)	子育てに関する不安や悩みに、相談員・心理職員が応じています。	027-322-5622
児童家庭支援センター (こども家庭相談室・太田)	子育てに関する不安や悩みに、相談員・心理職員が応じています。	0276-22-4754
こども・子育て相談室 (こどもの国児童会館)	子育ての悩みや育児全般の相談。	0276-25-0055
こどもの人権110番 (前橋地方法務局)	いじめや体罰、不登校や親による虐待といった子どもをめぐる様々な問題についての相談。	0120-007-110
ひきこもり支援センター (こころの健康センター内)	ひきこもりについての悩み(本人、家族など)	027-287-1121

《注》※印のある電話番号には携帯電話からの利用ができません。

第6章 ひとり親家庭への支援

①経済的支援

《母子・父子家庭等医療費の助成（福祉医療制度）》

18歳未満（18歳到達後最初の年度末まで）の児童を扶養している母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、ならびに、18歳未満（18歳到達後最初の年度末まで）の父母のない児童の医療費（保険診療の範囲に限ります）のうち、自己負担分の費用を市が負担します。

制度の利用には、福祉医療費受給資格者証（ピンク色）が必要となりますので、下記まで必要書類をお問い合わせの上、交付申請の手続きをしてください。

【問い合わせ】市役所年金医療課 電話：0270-27-2740
E-mail：nenkin@city.isesaki.lg.jp
赤堀支所市民サービス課 電話：0270-62-9794
あずま支所市民サービス課 電話：0270-62-9908
境支所市民サービス課 電話：0270-74-0237

《児童扶養手当》

18歳到達後最初の年度末までの児童を養育しているひとり親の方や、配偶者に一定の障害がある児童の父母又はそれに代わる養育者に対して支給されます。（所得制限があります。）

（下記の場合は対象外）

- ・日本国内に住所がないとき
- ・児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- ・児童が児童福祉施設（児童養護施設など）に入所しているとき

○支給額 児童1人の世帯・・・前年所得に応じて 月額 10,740円～45,500円
児童2人の世帯・・・前年所得に応じて 月額 16,120円～56,250円
児童3人の世帯・・・前年所得に応じて 月額 19,350円～62,700円

○支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月

- *申請を受け付けた翌月分から対象となります。
- *金額は変更となる場合があります。
- *毎年8月に現況確認があります。

【問い合わせ】市役所子育て支援課 電話：0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 電話：0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 電話：0270-62-9909
境支所市民サービス課 電話：0270-74-0368

《ひとり親家庭等福祉手当》

ひとり親家庭等で、義務教育期間中の児童を養育し、伊勢崎市に引き続き6か月以上住所を有している方に支給されます。なお、外国人の場合は、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を有していることも必要となります。

○支給額 児童一人につき 月額2,000円

○支給月 4月・10月

【問い合わせ】市役所子育て支援課 電話：0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 電話：0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 電話：0270-62-9909
境支所市民サービス課 電話：0270-74-0368

《ひとり親家庭等小学校入学準備金》

ひとり親家庭等で、小学校入学予定の児童を養育し、入学予定の前年10月1日以前から伊勢崎市に住所を有している方に支給されます。なお、外国人の場合は、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を有していることも必要となります。

○支給額 児童一人につき 25,000円（1回限り）

※小学校入学前に申請が必要です。

【問い合わせ】市役所子育て支援課 電話：0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 電話：0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 電話：0270-62-9909
境支所市民サービス課 電話：0270-74-0368

《就学援助》

市内在住で公立の小・中学校及び中等教育学校の前期課程に児童生徒が在学し、経済的理由により、就学させることが困難な家庭に対し、学用品費や給食費などの援助を行っています。教育委員会が生活状況や所得状況等を審査し、援助の可否を決定します。

【問い合わせ】市役所学務課 電話：0270-27-2787

《遺族基礎年金》

国民年金に加入していた夫または妻が亡くなった場合、生計を維持されていた子どものいる妻または夫や子ども(18歳到達年度の末日まで、あるいは障害基礎年金1級または2級に該当する場合は20歳まで)に対して遺族基礎年金が支給されます。ただし、受給には保険料の納付済期間等の要件を満たしている必要があります。

【問い合わせ】 市役所年金医療課 電話：0270-27-2741
E-mail：nenkin@city.isesaki.lg.jp
赤堀支所市民サービス課 電話：0270-62-9794
あずま支所市民サービス課 電話：0270-62-9908
境支所市民サービス課 電話：0270-74-0237

《遺族厚生年金・遺族共済年金》

厚生年金または共済年金に加入していた夫または妻が亡くなった場合、遺族基礎年金のほか遺族厚生年金または遺族共済年金が支給されます。

【問い合わせ】 厚生年金について・・・前橋年金事務所 電話：027-231-1719
共済年金について・・・各種共済組合へ

《養育費確保支援事業》

ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取れるよう、養育費に関する公正証書等の作成にかかる費用や民間保証会社と保証契約を締結する費用を支援します。

(注意) 申請時には領収書(原本)添付が必須です。

種類	対象経費	補助額
養育費に関する公正証書等作成にかかる費用	・公証人手数料令に規定する手数料 ・家庭裁判所の調停申し立てにかかる収入印紙代 ・戸籍謄本等添付書類取得費用 ・連絡用切手代	上限43,000円
養育費保証契約にかかる費用	民間保証会社と養育費保証契約を締結する際に支払った初回保証料	上限50,000円

【問い合わせ・申込先】 市役所子育て支援課 電話：0270-27-2798
FAX：0270-26-1808
子育て相談メール：kosodate@city.isesaki.lg.jp

②就業への支援

《母子家庭等就業・自立支援センター》

母子家庭の母又は父子家庭の父及び寡婦の就業による自立を促進するため、無料職業紹介を始め、就業相談員による就業相談、求人情報の提供、講習会の実施など一貫したサービスを実施します。また、養育費確保のための相談を行います。

○主な事業

- ①就業相談
 - ・・・就業に向けた総合的なアドバイスの実施
 - 児童扶養手当受給者の自立支援プログラムの策定
- ②求人情報の提供
 - ・・・ハローワークとの連携による求人情報の提供
 - 求人企業の紹介・雇用企業の開拓
- ③就業支援講習会
 - ・・・パソコン講習会等の開催
- ④養育費相談
 - ・・・養育費の取り決め方・支払請求など、養育費に関する相談及び情報提供

○利用時間 平日午前9：00～午後5：00（定休日：土・日曜日、祝祭日、年末年始）

【問い合わせ】 群馬県母子寡婦福祉協議会（前橋市新前橋町13番地の12）

電話：027-255-6636

FAX：027-255-6652

E-mail：gunboshi@boshikai-gunma.jp

《ハローワーク》

母子家庭の方々などが就職を希望されるときは、専門の職員が就職についてきめ細かな相談・指導を無料で行い、適性にあった事業所へ職業紹介を行います。また、公共職業訓練施設において、各種職業訓練を受けることができます。

○主な実施事業

- ①職業相談、職業紹介
就職に当たっての様々な相談の実施や、希望の仕事が見つかった場合に、その会社への紹介を実施しています。
- ②求人情報の提供
求人情報の公開をしています。
- ③技術を身につける公共職業訓練の実施
就職するために必要な資格、能力を身につけることが必要な場合に、職業訓練を受けることができます。

【問い合わせ】 ハローワーク伊勢崎 電話：0270-23-8609

（伊勢崎市太田町554-10〈伊勢崎地方合同庁舎内〉）

《母子家庭等自立支援給付金事業》

就職を目指す母子家庭の母又は父子家庭の父を応援するため、次の母子家庭等自立支援給付金事業を実施しています。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講し修了した場合に、受講費用の一部を支給します。

○支給額 受講費用の6割(12,000円を超える額)

- ・「一般教育訓練給付金」及び「特定一般教育訓練給付金」の指定講座(上限20万円)
- ・「専門実践教育訓練給付金」の指定講座(修学年数に40万円を乗じた額で上限160万円)

※雇用保険法の教育訓練給付金が支給される場合は、受講料の一部がハローワークから支給されるため、その給付金との差額を市から支給します。

○対象者 市内に在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす方

- ①支給申請時に20歳未満の児童を扶養している方
- ②児童扶養手当受給又は同様の所得水準の方
- ③自立支援教育訓練給付金を受けることが就業するために必要と認められる方
- ④過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方

注：受講開始前に講座指定申請が必要です。受講開始後の講座指定申請は支給対象外となります。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に役立つ資格取得のため、養成機関において6か月以上修業する場合に、給付金を支給します。

○対象資格 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、
歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

※雇用保険制度の専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練(情報関係の資格に限る)の指定となっている6か月以上の講座も対象。

○支給期間及び支給額

修業する期間の全期間(上限48カ月)です。修業開始日以後、申請された日の属する月から支給します(修業途中からの申請も可能)

また、修了支援給付金は修了後に支払われます。

課税区分	訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税非課税世帯	月額 100,000 円	50,000 円
市民税課税世帯	月額 70,500 円	25,000 円

*訓練促進給付金の修学の最終年次は、月額4万円増額。

○該当要件 市内に在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす方

- ①児童扶養手当受給または同様の所得水準の方
- ②養成機関において6か月以上修業し、対象資格を取得見込みの方
- ③就業または育児と養成機関での修業の両立が困難な方
- ④過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない方
- ⑤求職者支援制度における職業訓練受講給付金や訓練延長給付金など、
高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

注：申請する前に必ずご相談ください。（事前相談をされない場合、支給を受けられない可能性もあります）

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

市内在住の20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父、又はその扶養する児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の一部を支給します。

※「高等学校等就学支援金制度」の支給対象となる場合は、支援の対象外です。

○支給額

1) 通信制の場合

- ①受講開始時給付金：受講費用の最大4割（上限10万円）
- ②受講修了時給付金：受講費用の最大1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③合格時給付金：受講費用の1割（①、②と合わせて上限15万円）

2) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ①受講開始時給付金：受講費用の最大4割（上限20万円）
- ②受講修了時給付金：受講費用の最大1割（①と合わせて上限25万円）
- ③合格時給付金：受講費用の1割（①と②と合わせて上限30万円）

注：受講後の申請では給付金は支給されませんので、受講する前に必ず相談をしてください。

【問い合わせ・申込先】 市役所子育て支援課 電話：0270-27-2798
FAX：0270-26-1808
子育て相談メール：kosodate@city.isesaki.lg.jp

③生活の支援

《母子・父子・寡婦福祉資金》

母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的な自立とお子さんの福祉のために、技術の習得、子どもの学校のための資金など次のような貸付制度が利用できる場合があります。なお、貸付の利用には、連帯保証人が必要です。また、実際の貸付金額等は条件の範囲内で、必要な金額や期間を相談して申請して頂き、審査の結果により、貸付を行います。

(一例)

資金の種類	貸付限度額(円)	利子
修学資金 (一例)	(公立高校自宅通学の場合) 月 27,000 以内 (私立大学自宅外通学の場合) 月 146,000 以内	無利子
技能習得資金	月 68,000 以内	無利子
修業資金	月 68,000 以内	無利子
就職支度資金	105,000 以内	無利子
就学支度資金 (一例)	(公立高校自宅通学の場合) 150,000 以内 (私立大学自宅外通学の場合) 590,000 以内	無利子

【問い合わせ】 伊勢崎保健福祉事務所(伊勢崎市下植木町 499) 電話:0270-25-5570

《生活福祉資金》

低所得者、障害者、高齢者等世帯の生活の自立と安定、経済的な自立などのために、技術の習得、子どもの学校のための資金など次のような貸付制度が利用できる場合があります。

貸付の利用には、原則として、連帯保証人が必要となります。また、実際の貸付金額等は条件の範囲内で、必要な金額や期間を相談し、返済の目的を確認した上、決定します。なお、貸付には審査があります。

(一例)

資金の種類		貸付限度額(円)	利子	
総合支援資金	生活支援費	月 200,000 以内	年 1.5%	
		月 150,000 以内(单身)		
	住宅入居費	400,000 以内		
	一時生活再建費	600,000 以内		
福祉資金	福祉費	生業費	4,600,000 以内	年 1.5%
		技能習得費	1,300,000~ 5,800,000 以内	年 1.5%
		住宅改修費	2,500,000 以内	年 1.5%
		療養・介護等費	1,700,000 以内	年 1.5%
		災害援護費	1,500,000 以内	年 1.5%
	緊急小口資金	100,000 以内	無利子	
教育支援資金	教育支援費	高校	月 35,000 以内	無利子
		高専・短大	月 60,000 以内	
		大学	月 65,000 以内	
	就学支度費	500,000 以内	無利子	

【問い合わせ】 伊勢崎市社会福祉協議会(伊勢崎市上泉町 151) 電話:0270-25-4546

《母子生活支援施設》

母子家庭の母及びその母が養育する子を保護し、この家庭の自立に必要な支援を行う児童福祉施設です。利用できるのは子どもが18歳未満の母子世帯で、子どもの養育など生活上のいろいろな課題を抱えている方々が対象となります。入所費用はその世帯の前年の所得金額により決定されます。

なお、県内には全部で3施設が設置されています。

【問い合わせ】 市役所子育て支援課 電話：0270-27-2798
FAX：0270-26-1808
子育て相談メール：kosodate@city.isesaki.lg.jp

《生活保護》

私たちの一生には、思いがけない病気や事故などによって、自分たちの力だけではどうしても生活できなくなってしまふことがあります。生活保護とは、生活に困っている人が精一杯の努力をしてもなお生活していけないときに、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分たちの力で生活できるように支援する制度です。

社会福祉課生活福祉係では生活に困っている人の相談を受け付けています。

【問い合わせ】 市役所社会福祉課（生活福祉係） 電話：0270-27-2749

《生活困窮者自立支援》

仕事や借金、家族関係などさまざまな理由で経済的に困窮の人の相談に応じ、各種関係機関と連携しながら、共に考え、それぞれの状況に応じた支援を行います。

○対象 市内に居住している生活保護にいたっていない生活困窮者

※生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人をいいます。

○支援の範囲

種 類	内 容
自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まず相談窓口までお越しください。内容に応じて、自立に向けた支援内容を考え、必要な支援を行います。
住居確保給付金の支給	離職、自営業の廃止、または自己都合でない収入の減少などにより、住居を失う恐れのある人または住居を失った人に、一定の条件のもと、一定期間、家賃相当額を限度額の範囲内で支給します。
学習支援事業	子どもの学習支援をはじめ、中学校卒業後の進路について、子どもと保護者を対象に必要な支援を行います。
就労準備支援事業	直ちに仕事に就くことが困難な者に対し、生活習慣形成のための指導、就労の前段階として必要な社会的能力の習得及び就労体験や、就労するための就職活動の基礎知識等の習得支援を行い、就労に向けた基礎能力を身につけるための支援を行います。
家計改善支援事業	家計相談に応じ、家計状況の「見える化」により家計の状況を明らかにして、根本的な課題の把握を行い、必要な情報提供や助言等を行うことにより相談者が自ら家計を管理できるように支援します。

【問い合わせ】 市役所社会福祉課（総合相談係） 電話：0270-27-6273

④各種相談

《ひとり親（母子・父子）相談》

母子、父子家庭や寡婦の方の生活や仕事、子どものことなど日常生活の悩みについて、相談に応じます。相談の秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

- 相談日時 月曜日～金曜日（※祝日・年末年始を除く）、午前8：30～午後5：15まで
- 相談場所 市役所子ども家庭相談支援センター

【問い合わせ】 市役所子ども家庭相談支援センター 専用電話 電話：0270-22-1151
市役所子育て支援課子育て相談係 電話：0270-27-2798
FAX：0270-26-1808
子育て相談メール：kosodate@city.isesaki.lg.jp

《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱をされた非常勤の地方公務員で、地域福祉の推進のために活動を行っています。生活に困っている方やお子さんの養育上の問題などを抱え、誰に相談していいかわからず困っている方などの身近な相談者として、皆さんのプライバシーを守り、常に住民の立場に立って相談に応じます。お気軽に声をかけてください。

なお、あなたの地区を担当している民生委員・児童委員の名前や連絡先がわからないときなどは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】 市役所社会福祉課（社会福祉係） 電話：0270-27-2748
赤堀支所市民サービス課（福祉こども係） 電話：0270-62-9792
あずま支所市民サービス課（福祉こども係） 電話：0270-62-9909
境支所市民サービス課（福祉こども係） 電話：0270-74-0368

《人権法律行政相談》

離婚による養育費の問題や子どもの親権問題などの日常生活上の心配ごとについて、弁護士や人権擁護委員などが無料で相談に応じます。

相談員	弁護士、人権擁護委員、行政相談委員
相談日	市役所 毎月第1・3金曜日 赤堀支所 毎月第4火曜日 あずま支所 毎月第2火曜日 境支所 毎月第3火曜日 ※日程は変更となる場合があります。詳細は市ホームページの他、広報いせさき16日号に掲載しています。
相談時間	午後2：00～午後4：00（1人 20分位）
申込方法	申込は相談日の7日前の午前8：30より受付を開始します （電話で申し込みできます）

※支所は弁護士による法律相談のみとなります。

【問い合わせ・申込先】 市役所人権課 電話：0270-27-2730
E-mail：jinken@city.isesaki.lg.jp
赤堀支所庶務課 電話：0270-62-9790
あずま支所庶務課 電話：0270-62-9904
境支所庶務課 電話：0270-74-0084

《配偶者等からの暴力の相談》

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。いろいろな機関で相談を行っていますので、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

【相談窓口】

相談機関	相談受付時間	連絡先
伊勢崎市配偶者暴力相談支援センター	月～金 午前9：00～午後4：00 ※祝日・年末年始は除く	電話：0270-27-5811 (直通) E-mail： jinken@city.isesaki.lg.jp
群馬県女性相談支援センター	月～金 午前9：00～午後7：30 土 午前10：00～午後5：00 日 午後1：00～午後5：00 ※祝日・年末年始は除く 法律相談（事前予約制）	電話：027-261-4466 (相談専用電話)
伊勢崎警察署	24時間受付 (但し、夜間休日は宿日直対応)	電話：0270-26-0110

⑤その他

《伊勢崎市母子会》

伊勢崎市に在住し、子どもを抱えて頑張っている母子家庭の母、父子家庭の父、及び寡婦の方々が、相互扶助の精神に基づいて、生活意欲の向上と会員相互の親睦を図るために組織している団体です。研修やレクリエーションを通じて、心のふれあいや情報交換を深める場でもあります。

○会員数 39人（令和6年3月現在）

○年会費 1,000円

○主な活動事業

親子ふれあい旅行・寡婦旅行

【入会申込・問い合わせ】 母子会事務局（伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課）

電話：0270-25-4546

（伊勢崎市上泉町151 伊勢崎市社会福祉会館1階）

第7章 障害等をもつお子さんへの支援

①手当や医療費の助成など

《重度心身障害者医療費の助成（福祉医療制度）》

身体障害者手帳1級または2級、療育手帳の判定がA・B1・B2（判定B2は18歳到達後最初の年度末まで）に該当する方、特別児童扶養手当1級または2級に該当する方、障害年金1級または障害年金1級程度の障害はあるが、障害年金の受給ができない方で所定の診断書を提出し障害程度が1級と認められた方の医療費（保険診療の範囲に限ります）のうち、自己負担分の費用を市が負担します。

制度の利用には、福祉医療費受給資格者証（ピンク色）が必要となりますので、下記まで必要書類をお問い合わせの上、交付申請の手続きをしてください。

【問い合わせ】 市役所年金医療課 電話：0270-27-2740
E-mail：nenkin@city.isesaki.lg.jp
赤堀支所市民サービス課 電話：0270-62-9794
あずま支所市民サービス課 電話：0270-62-9908
境支所市民サービス課 電話：0270-74-0237

《特別児童扶養手当》

心身に重度または中度の障害をもつ20歳未満の者を養育している方に支給されます。

（ただし、所得制限があります）

*児童福祉施設等に入所している方は対象外です。

○支給額 〔1級〕月額55,350円 〔2級〕月額36,860円

【問い合わせ】 市役所子育て支援課 電話：0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 電話：0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 電話：0270-62-9909
境支所市民サービス課 電話：0270-74-0368

《障害児福祉手当》

日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の人に支給されます（ただし、所得制限があります）。*社会福祉施設等に入所中の方は対象外です。

○支給額 月額15,690円

【問い合わせ】 市役所障害福祉課 電話：0270-27-2753

《難病患者見舞金》

群馬県特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている人に、見舞金が支給されます。

○支給額 36,000円（一回限り）

【問い合わせ】 市役所障害福祉課 電話：0270-27-2753

《自立支援医療費（育成）の支給》

18歳未満の身体に障害のある児童または現存する疾患（放置すると将来的に身体障害となるもの）がある児童で、手術等により確実な治療効果が期待できる方を対象に、公費による医療給付を行います。

【問い合わせ】 市役所障害福祉課 電話：0270-27-2753

《小児慢性特定疾病医療費の助成》

指定の小児慢性疾病がある児童を対象に、公費による医療給付を行っています。

【問い合わせ】 伊勢崎保健福祉事務所（伊勢崎市下植木町499） 電話：0270-25-5066

《交通遺児等福祉手当》

次の①から⑤のいずれかに該当する者（交通遺児等）を養育する保護者に対して手当を支給する制度です。

- ①交通事故・労働災害事故のため保護者が死亡、障害の状態になった義務教育修了前の児童
- ②身体障害者手帳の1級、2級または3級の交付を受けている20歳未満の者
- ③群馬県療育手帳のAまたはB1の交付を受けている20歳未満の者
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている20歳未満の者
- ⑤特別児童扶養手当が支給されている20歳未満の者

○支給額 児童一人につき 月額2,000円

○支給月 4月・10月

【問い合わせ】 市役所子育て支援課 電話：0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 電話：0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 電話：0270-62-9909
境支所市民サービス課 電話：0270-74-0368



②相談機関

《中央児童相談所》

18歳未満のお子さんの養護・心身障害などについて、相談に応じています。専門のスタッフ（児童福祉司・児童心理司・医師など）が必要に応じて調査・診断・指導を行います。

○相談内容 肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害相談、重症心身障害相談、知的障害相談、発達障害相談など

【問い合わせ】 中央児童相談所（前橋市野中町 360-1）
電話：027-261-1000

《発達障害者支援センター》

自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム、LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥/多動性障害）など、発達障害についての専門の支援センターです。相談に応じたり、就労の支援をしたりなど、発達障害の方とその家族が安心して地域で暮らしていけるようお手伝いをします。

【問い合わせ】 群馬県発達障害者支援センター（前橋市新前橋町 13 番地 12）
電話：027-254-5380

《伊勢崎市こども発達支援センター》

発達に不安や心配のある18歳未満の児童とその保護者に対し、発達について必要な相談支援を実施し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

【問い合わせ】 伊勢崎市こども発達支援センター（伊勢崎市除ヶ町 410-1）
電話：0270-32-7748
FAX：0270-27-4062

《伊勢崎市障害者基幹相談支援センター》

障害者や障害児に対する障害福祉サービスの利用について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言や利用支援等などを行っています。

【問い合わせ】 伊勢崎市障害者基幹相談支援センター（伊勢崎市西田町 7 1）
電話：0270-75-5771

第8章 施設のご案内

《保育所（園）》 【P24・25】 参照

《認定こども園》 【P26】 参照

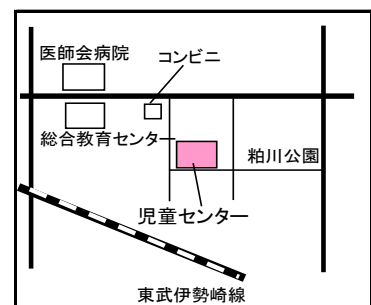
《幼稚園》 【P27】 参照

《認可外保育施設》 【P28】 参照

《児童センター・児童館》 全施設とも、開館時間は午前9時30分から午後6時です

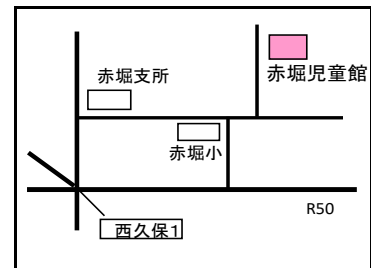
○児童センター 電話：0270-23-6463

休館日	火曜日・祝日（こどもの日を除く）・ 年末年始（12/29～1/3）
施設概要	プラネタリウム室・工作室・体育室・ ビデオ視聴室・ドレミ室・図書室など
所在地	粕川町 1609 番地



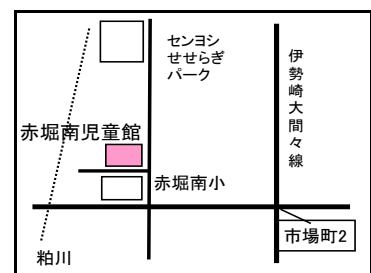
○赤堀児童館 電話：0270-63-1001

休館日	日曜日・祝日（こどもの日を除く）・ 年末年始（12/29～1/3）
施設概要	図書室・遊戯室・児童クラブ室・ぴよ ぴよルームなど
所在地	西久保町二丁目 105 番地



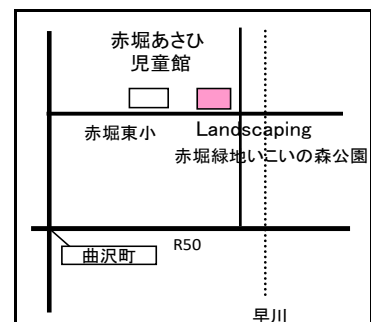
○赤堀南児童館 電話：0270-62-8723

休館日	日曜日・祝日（こどもの日を除く）・ 年末年始（12/29～1/3）
施設概要	図書室・遊戯室・児童クラブ室など
所在地	堀下町 276 番地



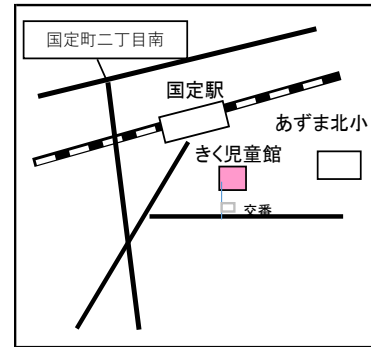
○赤堀あさひ児童館 電話：0270-63-1616

休館日	日曜日・祝日（こどもの日を除く）・ 年末年始（12/29～1/3）
施設概要	図書室・遊戯室・児童クラブ室など
所在地	香林町一丁目 1348 番地 1



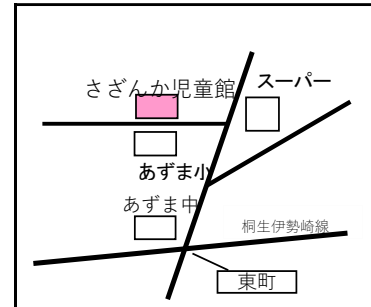
○きく児童館 電話：0270-61-0600

休館日	日曜日・祝日(こどもの日を除く)・ 年末年始(12/29~1/3)
施設概要	図書コーナー・遊戯室・児童クラブ 室など
所在地	国定町二丁目 1795 番地 1



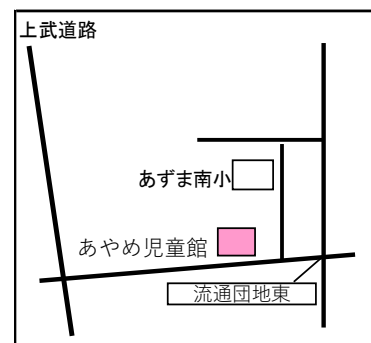
○さざんか児童館 電話：0270-62-8880

休館日	日曜日・祝日(こどもの日を除く)・ 年末年始(12/29~1/3)
施設概要	図書コーナー・遊戯室・児童クラブ室 など
所在地	東町 2767 番地



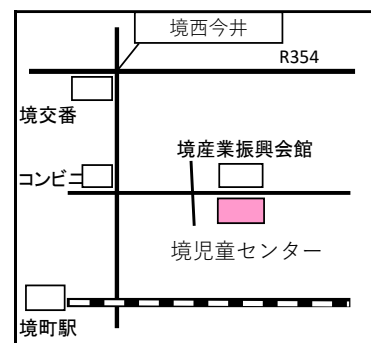
○あやめ児童館 電話：0270-62-9977

休館日	日曜日・祝日(こどもの日を除く)・ 年末年始(12/29~1/3)
施設概要	図書コーナー・遊戯室・児童クラブ室 など
所在地	三室町 3484 番地 3



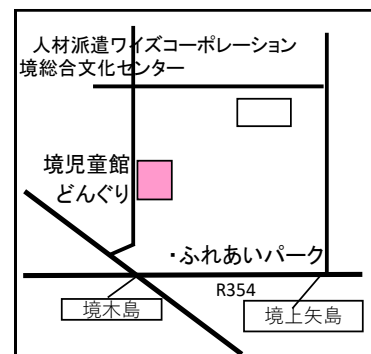
○境児童センター 電話：0270-70-6100

休館日	火曜日・祝日(こどもの日を除く)・ 年末年始(12/29~1/3)
施設概要	図書室・遊戯室・工作室・調理室など
所在地	境新栄 12 番地 4



○境児童館どんぐり 電話：0270-70-2415
(境ふれあいパーク内)

休館日	水曜日・祝日(こどもの日を除く)・ 年末年始(12/29~1/3)
施設概要	図書室・遊戯室・集会室・工作コー ーなど
所在地	境木島 823 番地



《ちびっこセンター》

児童の健全育成を図る施設として、また、利根川河川敷のちびっ子広場の緊急避難施設として設置されています。施設の管理は、伊勢崎市福島町区が指定管理者として行っています。

- 利用時間 午前9：00～午後10：00
- 休館日 特にありません。毎日利用できます。
- 施設の概要 和室、研修室、集会室
- 所在地 福島町668番地1
- 利用料金

区 分	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～10時
和 室	540円	710円	930円
研修室	220円	270円	370円
集会室	1,100円	1,420円	1,860円

【問い合わせ】伊勢崎市福島町区長 電話：090-4954-1096

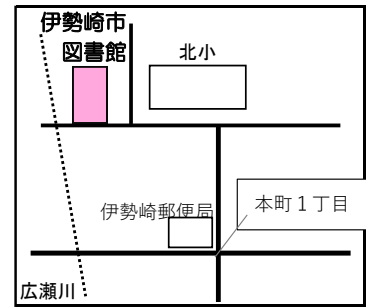
《公民館》

名 称	所 在 地	電話番号 (市外局番 0270)	ファクス (市外局番 0270)	メールアドレス (kの後ろは@city.isesaki.lg.jp)
北公民館	平和町 27-32	25-4547	25-4097	kita-k
南公民館	上泉町 619-1	26-8333	26-8334	minami-k
殖蓮公民館	上植木本町 2760	26-4560	25-4196	uehasu-k
茂呂公民館	美茂呂町 3032-7	25-2671	25-4258	moro-k
三郷公民館	波志江町 1029	23-1952	25-4357	misato-k
宮郷公民館	田中島町 1102	25-2356	25-4428	miyago-k
名和公民館	堀口町 492	32-0034	31-1874	nawa-k
豊受公民館	馬見塚町 1296	32-0350	31-1875	toyouke-k
赤堀公民館	西久保町二丁目 81	62-1153	63-1199	akabori-k
あずま公民館	田部井町三丁目 2090	62-0115	62-3883	azumachuo-k
境公民館	境 598-1	74-5105	74-5107	sakai-k
境采女公民館	境下湊名 2023-1	76-0013	76-0013	sakaiuneme-k
境剛志公民館	境下武士 862-3	74-0168	74-0168	sakaigoushi-k
境島村公民館	境島村 2720	74-9345	74-9345	sakaishimamura-k
境東公民館	境米岡 764-1	74-0453	74-0453	sakaihigashi-k

《図書館》

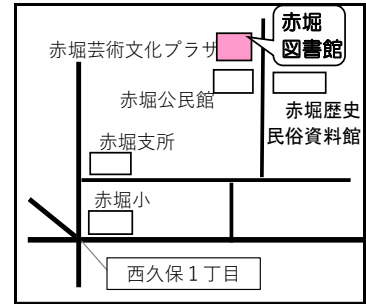
○伊勢崎市図書館 電話：0270-23-2346
 FAX：0270-21-5296
 E-mail：toshokan@city.isesaki.lg.jp

開館時間	月・火・木・金 午前9：00～午後7：00 土・日 午前9：00～午後5：00
休館日	水曜日・祝日（日曜日除く）・年末年始・館内整理日・蔵書点検期間
所在地	曲輪町 22-21



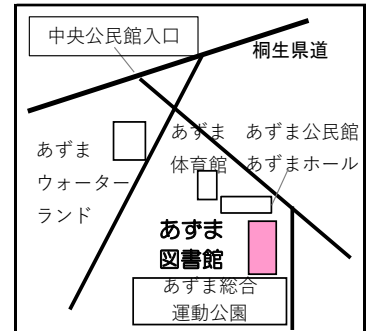
○赤堀図書館 電話：0270-63-1200
 FAX：0270-63-1517
 E-mail：akabori.gbp@dan.wind.ne.jp

開館時間	平日 午前9：00～午後7：00 土・日・祝 午前9：00～午後5：00
休館日	第1・3火曜日（祝日の場合は翌日）・年末年始・館内整理日・蔵書点検期間
所在地	西久保町二丁目 82-1



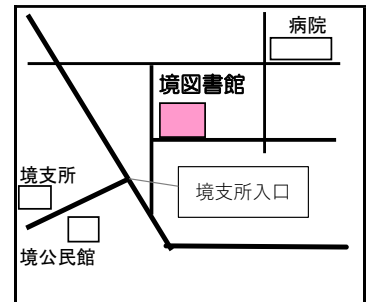
○あずま図書館 電話：0270-62-9988
 FAX：0270-62-9981
 E-mail：azumatoshokan@city.isesaki.lg.jp

開館時間	火～金 午前9：00～午後7：00 土・日 午前9：00～午後5：00
休館日	月曜日・祝日（日曜日除く）・年末年始・館内整理日・蔵書点検期間
所在地	田部井町三丁目 2091



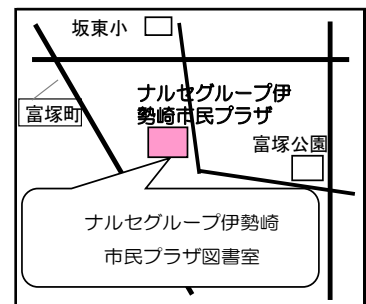
○境図書館 電話：0270-74-0209
 FAX：0270-74-8105
 E-mail：sakaitoshokan@city.isesaki.lg.jp

開館時間	火～金 午前9：00～午後7：00 土・日 午前9：00～午後5：00
休館日	月曜日・祝日（日曜日除く）・年末年始・館内整理日・蔵書点検期間
所在地	境 724-1



○ナルセグループ伊勢崎市民プラザ図書室
 電話：0270-32-9488 FAX：0270-32-9466
 E-mail：shiminplza@dan.wind.ne.jp

開館時間	平日 午前9：00～午後7：00 土・日・祝 午前9：00～午後5：00
休館日	第2・4火曜日（祝日の場合は翌日）・年末年始
所在地	富塚町 220-13



《公園》 【P21、22】 参照

《各保健センター》

○保健センターの所在地・連絡先

健康管理センター	伊勢崎市連取町 1155 電話：0270-23-6675 FAX：0270-21-8995
赤堀保健福祉センター	伊勢崎市西久保町二丁目 123-1 電話：0270-20-2210 FAX：0270-40-0002
あずま保健センター	伊勢崎市東町 2670-4 電話：0270-62-9918 FAX：0270-62-9917
境保健センター	伊勢崎市境 637 電話：0270-74-1363 FAX：0270-74-1363

○開所時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 8：30～午後 5：15

せくいん

あ行	ページ
赤ちゃんの駅	23
安心・自信の相談電話	38
育児サークル	18
伊勢崎市こども発達支援センター	51
伊勢崎市障害者基幹相談支援センター	51
伊勢崎市母子会	48
伊勢崎市ワクチン&子育てナビ	11
遺族基礎年金	41
遺族厚生年金・遺族共済年金	41
一時預かり	27
ウェブサイト「こどもの救急」	12
おたふくかぜの予防接種費用助成	11
親子でびよんびよん	17

か行	ページ
家庭教育学級	17
家庭訪問	8
休日保育	29
教育研究所	36
国民年金・国民健康保険税	16
公園	21.22
交通遺児等福祉手当	50
公民館	54
公立保育所育児相談	36
子育て世代包括支援センター	7.34
子ども家庭相談支援センター	34
5歳児健康診査	9
子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）	30
子育てふれあいタイム	20
子ども医療電話相談	12
子ども医療費の助成	14
子ども教育相談室	38
こども・子育て相談室	38
子どもの人権110番	38
こども発達支援センター 発達相談	36
こども発達相談室 （北小・赤堀小・あすま小・境小）	36
こどもホットライン24	37.38
こんにちは赤ちゃん事業	8

さ行	ページ
産後ケア事業	6
産婦健康診査	5
児童家庭支援ホーム	38
児童家庭支援センター	38
児童虐待相談	37
児童センター・児童館	20.52.53
児童手当	14
児童扶養手当	39
就学援助	40
重度心身障害者医療費の助成	49
出産育児一時金	16
出産祝金	17
出産・子育て応援ギフト事業 （国の出産・子育て応援給付金）	4
出生届	7
障害児福祉手当	49
小児休日・夜間救急診療	12
小児慢性特定疾病医療費の助成	50
子育て・女性健康支援センター	38
自立支援医療費の支給	50
人権法律行政相談	47
新生児聴覚検査	5
生活困窮者自立支援	46
生活福祉資金	45
生活保護	46
青少年指導センター	36

た行	ページ
地域子育て支援センター	18.19.35
ちびっこセンター	54
中央児童相談所	37.38.51
中学校通級指導教室	36
中毒110番	13
定期予防接種	10
特別児童扶養手当	49
図書館	55
図書館での読み聞かせなど	20

な行	ページ
難病患者見舞金	50
24 時間子供 SOS ダイアル	38
乳幼児健康診査	9
認可外保育施設	28
妊娠届	4
認定こども園	26
妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査	4

は行	ページ
配偶者等からの暴力の相談	48
発達障害者支援センター	51
発達相談	35
ハローワーク	42
ひきこもり支援センター	38
ひとり親家庭等小学校入学準備金	40
ひとり親家庭等福祉手当	40
ひとり親（母子・父子）相談	47
病後児保育事業	28
ファミリー・サポート・センター	29
不育治療費の助成	15
不妊治療費の助成	15
保育所（園）	24.25
放課後児童クラブ	31.32.33
放課後児童クラブ利用者負担金助成 事業・減免制度	33
保健センター	56
母子・父子・寡婦福祉資金	45
母子・父子家庭等医療費の助成	39
母子家庭等就業・自立支援センター	42
母子家庭等自立支援給付金事業	43.44
母子生活支援施設	46

ま行	ページ
窓口健康相談	8.35
まゆドーム	20
未熟児養育医療給付事業	15
民生委員・児童委員	47

や行	ページ
養育費確保支援事業	41
幼児教育・保育の無償化について	33
幼稚園	27

ら行	ページ
離乳食講習会	17
両親学級	5



発行（令和6年4月 改訂）
伊勢崎市福祉こども部子育て支援課

